

相生市 地域福祉計画

【案】

助けあい、支えあい 絆をつなぐ あいのまち

兵庫県 相生市

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	「地域福祉」について	1
2	地域福祉の必要性	2
3	計画策定の趣旨	3
4	計画の性格	3
5	計画の位置付け	5
6	計画の期間	5
7	計画策定の視点	6
第2章	相生市の現状	7
1	人口等の状況	7
2	高齢者の状況	12
3	障害のある人・子どもの状況	14
4	子どもや子育ての状況	15
5	ひとり親家庭の状況	15
6	自治会加入状況	16
7	ボランティア団体の状況	17
8	市民アンケート調査結果からみる状況	18
9	地域福祉における課題	35
第3章	計画の基本的な考え方	38
1	計画の基本理念	38
2	計画の基本目標	38
3	重点的な取り組みの設定	39
4	計画の体系	45

第4章 施策の展開..... 47

1 そだてる ～地域を担う人づくりや活動の活性化～ 47

2 つなぐ ～ネットワークや相談・サービス体制の充実～ 52

3 まもる ～安心・安全なまちづくりの推進～ 59

第5章 計画の推進..... 69

1 計画の推進体制..... 69

2 計画の管理と評価..... 73

第1章 計画の策定にあたって

1 「地域福祉」について

皆さんは、「福祉」という言葉で何を思い浮かべますか？

高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などといった対象者ごとに分かれた「行政などによるサービスの提供」という「福祉」を思い浮かべるのではないのでしょうか？しかし、本来の「福祉」という言葉の意味は、「幸福や豊かさ」という意味があります。

私たちが住んでいる地域を見渡すと、一人暮らしのお年寄り、子育てに悩む親、障害のある人、何らかの支援を必要としている人やその家族など生活をする中でさまざまな課題をかかえた人が暮らしていますが、誰もがみんな「幸せ」になりたいと願っています。

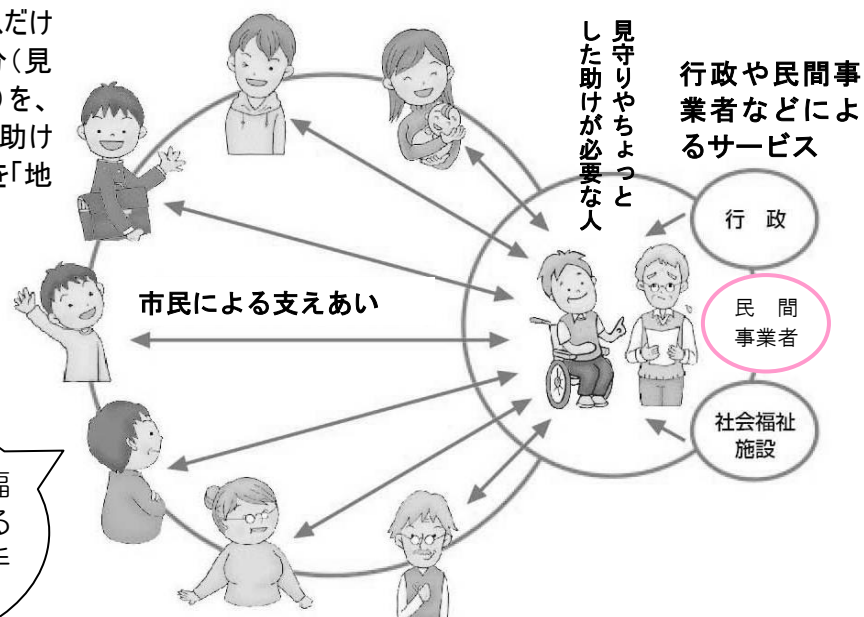
そして、私たちが住んでいる地域が「幸せな地域」になるためには、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助けあい、支えあうことが何よりも大切です。

このように、地域の人たちをはじめ、ボランティアなどが「幸せづくりの担い手」として、行政や福祉・保健・医療等の専門機関と力を合わせ、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心した生活を送れるように活動することが、「地域福祉」なのです。

地域福祉のイメージ

行政などによるサービスだけでは手の届きにくい部分（見守りやちょっとした助け）を、地域の人たちが互いに助けあい、支えあっていくことを「地域福祉」と言います。

地域の皆さんが福祉の受け手であると同時に、担い手としても活躍！



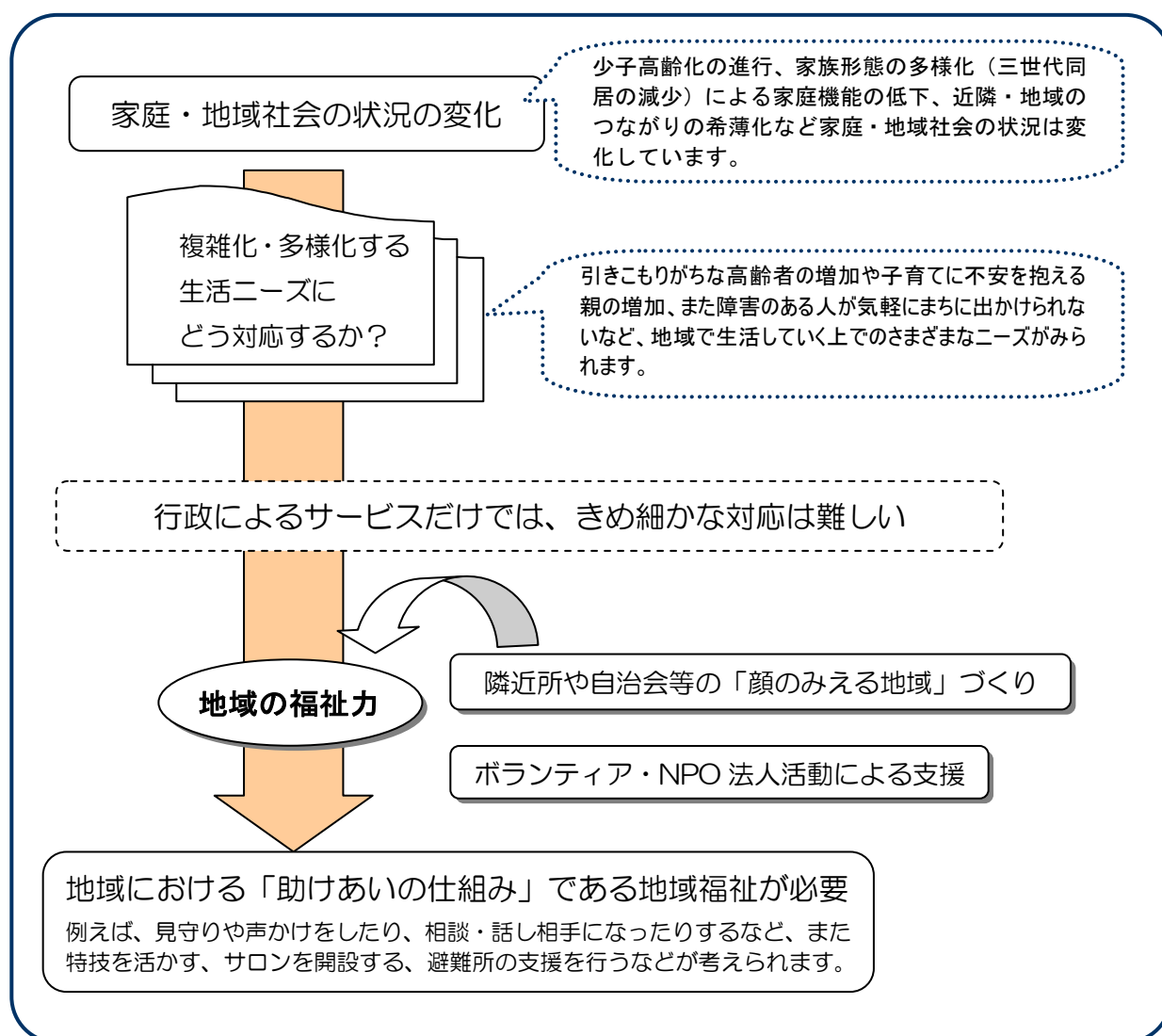
地域の人たちすべてが社会に参加し、行政や民間事業者、社会福祉施設などと力を合わせて、住み慣れた地域の中で互いに支えあいながら、安心して暮らせる社会の実現をめざします。

2 地域福祉の必要性

地域福祉とは、私たちが住んでいる「地域」という場所に主眼を置き、「助けあい」、「支えあい」、「ふれあい」などといったキーワードで、地域に暮らす何らかの助けや支援が必要な方たちをサポートしていくことです。

これからのまちづくりは、ノーマライゼーションの理念のもと、子どもからお年寄りまで、市民の誰もが、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせる基盤づくりが求められています。

こうした中で、相生市の地域福祉を考えるにあたっては、課題を抱える人へのみ対処する限定的なものでなく、市民すべてが、より良く生きるという視点で考える必要があります。



3 計画策定の趣旨

「相生市地域福祉計画」（以下「本計画」）は、「新たな支えあい（地域や市民との協力：共助）」ができるしくみをつくる計画です。市民一人ひとりを大切に思い、人と人とのつながりを大切に、地域の持てる力を強め活かしながら、ともに助けあい、お互いを認めあいながら支えあう地域づくりをめざすものです。

そして、市民・福祉団体・行政等がそれぞれの役割の中で、お互いに力をあわせられる関係をつくり、協働しながら「地域ぐるみの福祉」の推進を図ることを目的として策定しました。

本計画は策定がゴールではなく、新しい地域福祉のスタート地点です。これまでの取り組みを基盤としながら、本計画をもとにし、市民のみなさんが参画していくことで、それぞれの地域づくりに向けての第一歩を踏み出していくことになります。

4 計画の性格

地域福祉を推進していく一環として、社会福祉法第107条で市町村が「地域福祉計画」を、第108条で都道府県が「地域福祉支援計画」をそれぞれ策定することが規定されています。

本計画は、社会福祉法第4条に規定された「地域福祉の推進」を図り、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしく安心して生活が送れるよう自立支援することにある」という社会福祉の目的を明確にし、本市の実情にあった地域福祉を計画的に推進するためのものです。

かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化する等、地域社会が変容しつつある中で、ボランティアやNPO法人等による活動は社会福祉に限らず、社会教育やまちづくり等多様な広がりをみせ、活発化してきています。

こうした背景の中で、本計画は、現代社会における地域社会・地域福祉の役割と方向性を見出し、実現させるためのものです。

社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への市民の参加の促進に関する事項

なお、平成19年8月10日付社援発第0810001号厚生労働省社会・援護局長通知により、1～3の他、次の事項を盛り込むことが定められている。

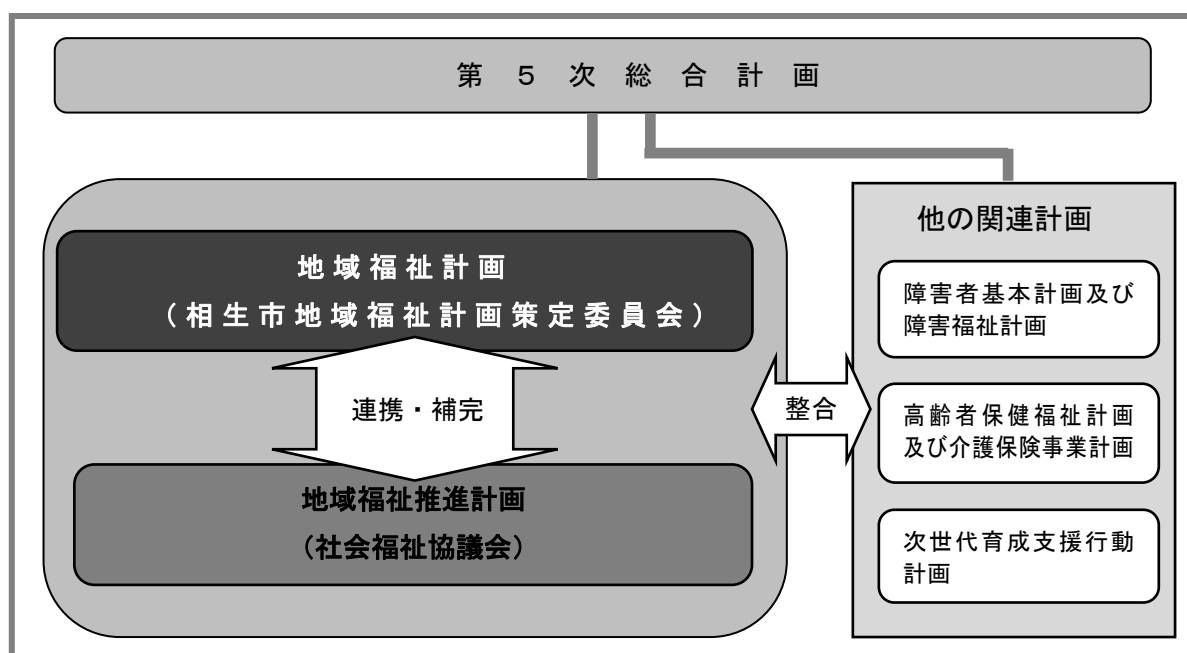
- ア 要援護者の把握に関する事項
- イ 要援護者情報の共有に関する事項
- ウ 要援護者の支援に関する事項

5 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、本市の地域福祉の推進に関する事項をまとめた計画です。

また、本計画は、第5次相生市総合計画の基本構想・基本計画に即して策定しました。さらに、市の福祉関連計画（相生市障害者基本計画及び障害福祉計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画等）との整合性を図っています。

■関連計画との整理



6 計画の期間

相生市地域福祉計画期間は、平成25年度から平成29年度を目標年度とする5か年計画とします。なお、社会情勢の変化や、関連諸計画との整合性を図りつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成	25	26	27	28	29	年度
	相生市地域福祉計画期間					

7 計画策定の視点

(1) 策定委員会での検討

本計画の策定にあたっては、総合的な観点からの検討及び市民参加による計画づくりが必要であることから、学識経験者をはじめ関係団体等の代表、公募市民から構成される「相生市地域福祉計画策定委員会」を設置し、地域福祉における課題や今後の方向性を協議しました。

(2) 市民アンケート調査の実施

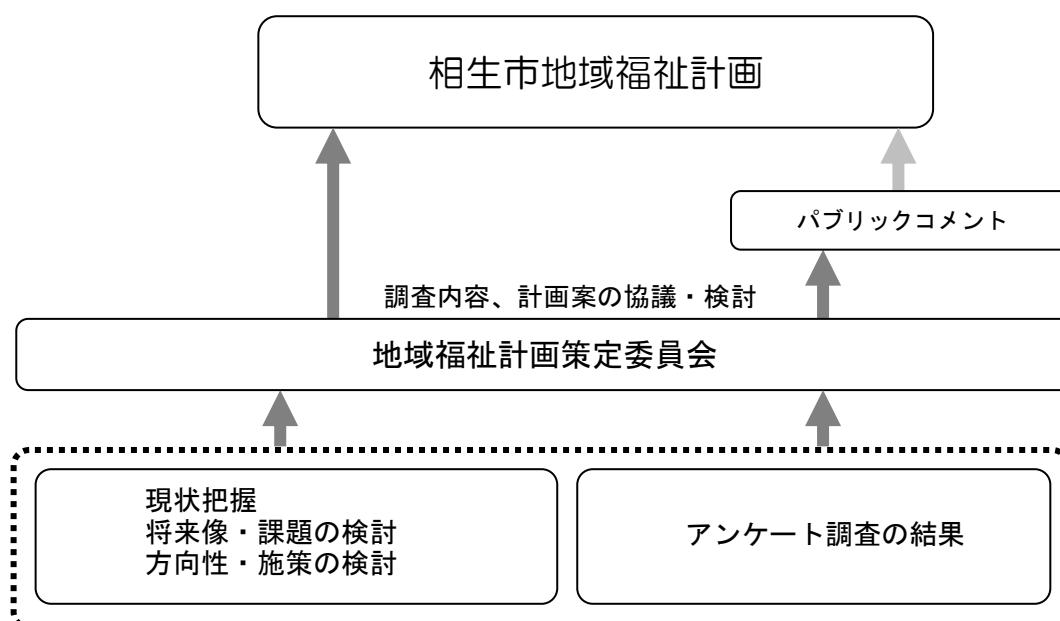
計画策定にともない、基礎資料を得るため、『相生市地域福祉計画』策定のためのアンケート調査」を平成 23 年度に実施し、市内における満 20 歳以上の方の福祉に対する意識や地域活動への参加状況等の実態を把握しました。調査結果にみられる課題と解決策をもとに、今後の施策を検討し、計画を策定しました。

■ 配布・回収状況

調査地域	配布数	有効回収数	有効回収率
市内全域	2,000	1,012	50.6%

(3) パブリックコメントの実施

本計画に対して、広く市民から意見を求めるため、平成 25 年 1 月 4 日から平成 25 年 1 月 25 日の期間にわたり、パブリックコメントを実施しました。



第2章 相生市の現状

1 人口等の状況

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、年々減少しており、平成 22 年には 31,158 人となっています。

年齢別割合をみると、年少人口割合は昭和 60 年から平成 22 年にかけて、生産年齢人口割合は平成 7 年から平成 22 年にかけて減少しており、高齢者人口割合は昭和 60 年から平成 22 年にかけて増加しています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移

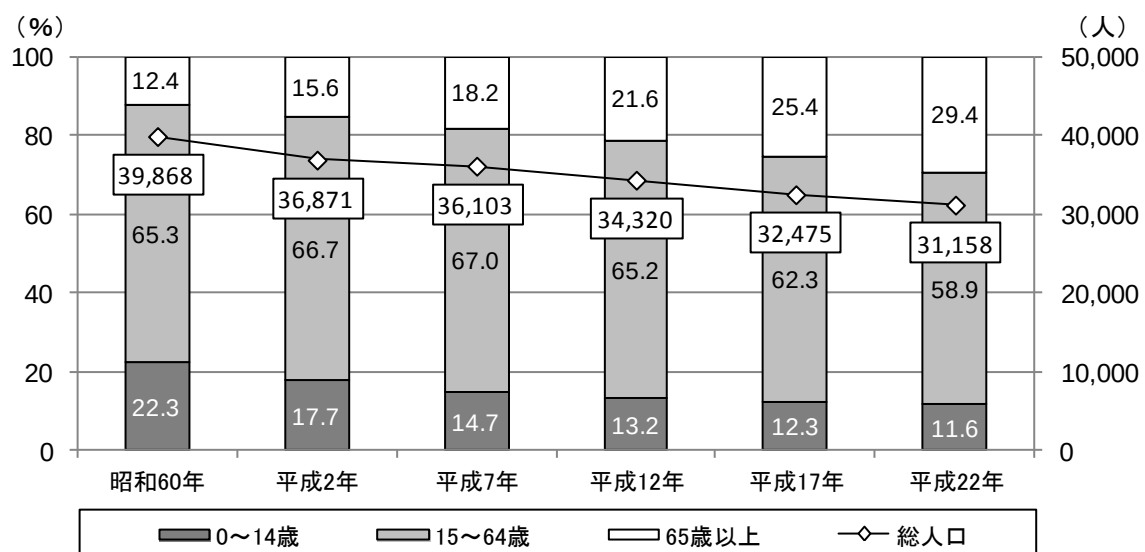
	単位	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総人口	人	39,868	36,871	36,103	34,320	32,475	31,158
年少人口 (0～14 歳)	人	8,875	6,521	5,314	4,515	3,982	3,617
	%	22.3	17.7	14.7	13.2	12.3	11.6
生産年齢人口 (15～64 歳)	人	26,029	24,592	24,197	22,367	20,247	18,337
	%	65.3	66.7	67.0	65.2	62.3	58.9
高齢者人口 (65 歳以上)	人	4,956	5,748	6,578	7,428	8,235	9,149
	%	12.4	15.6	18.2	21.6	25.4	29.4

年齢不詳	人	8	10	14	10	11	55
------	---	---	----	----	----	----	----

※端数処理の関係で合計が 100%にならないものがある。

資料：国勢調査

■総人口と年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

■将来人口と年齢3区分別人口の推移

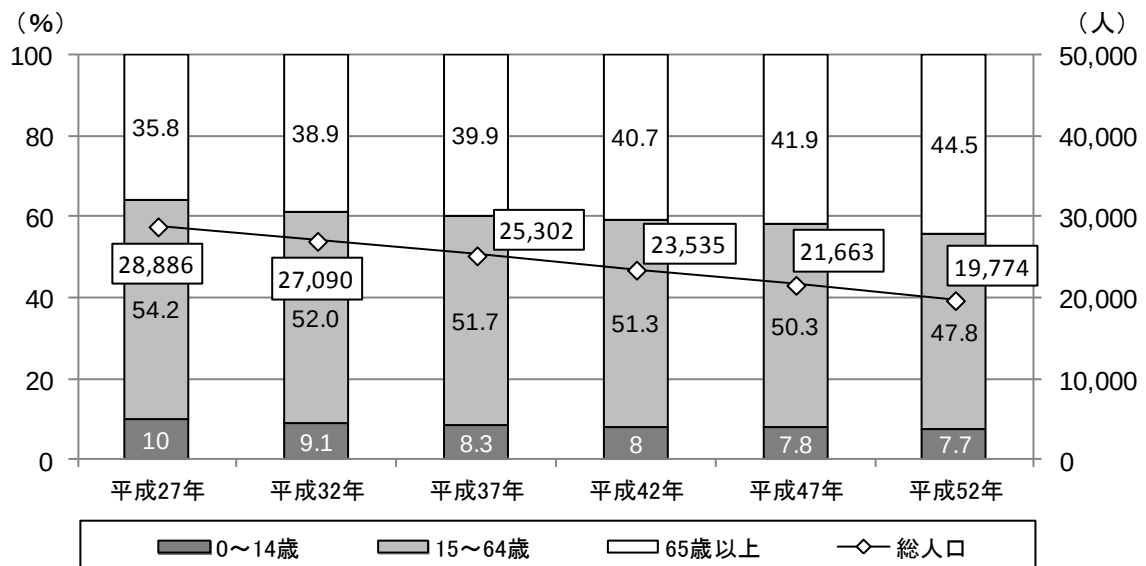
	単位	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
		平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年	平成 52 年
総人口	人	28,886	27,090	25,302	23,535	21,663	19,774
年少人口 (0～14 歳)	人	2,883	2,461	2,109	1,872	1,695	1,524
	%	10.0	9.1	8.3	8.0	7.8	7.7
生産年齢人口 (15～64 歳)	人	15,659	14,088	13,091	12,079	10,887	9,456
	%	54.2	52.0	51.7	51.3	50.3	47.8
高齢者人口 (65 歳以上)	人	10,342	10,541	10,101	9,585	9,081	8,794
	%	35.8	38.9	39.9	40.7	41.9	44.5

※端数処理の関係で合計が 100%にならないものがある。

兵庫県将来推計人口(平成 20 年 5 月)

※総人口は年齢不詳が含まれています。

■将来人口と年齢3区分別人口の推移

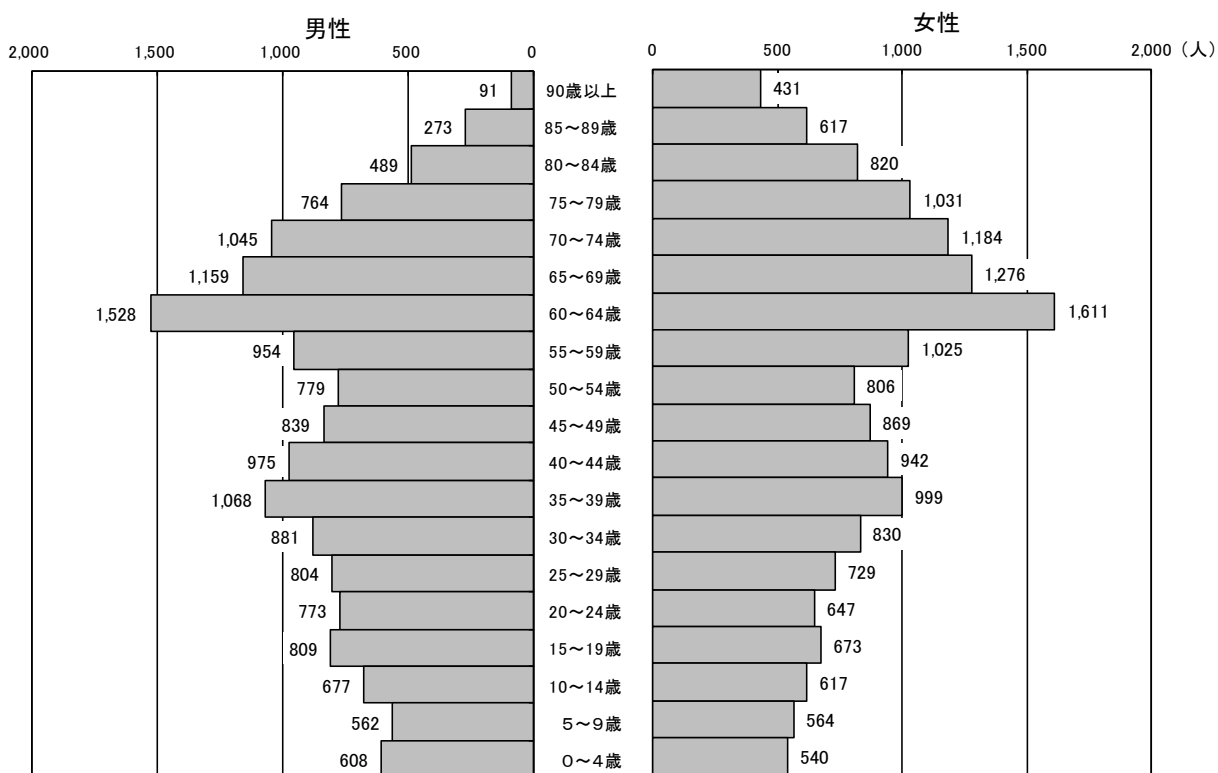


兵庫県将来推計人口(平成 20 年 5 月)

(2) 人口構成

年齢5歳階級別の人口構造をみると、団塊の世代を含む60～64歳の人口が、男女ともに最も多くなっています。

■ 年齢5歳階級別人口構成(人口ピラミッド)



資料：住民基本台帳（平成24年3月31日現在）

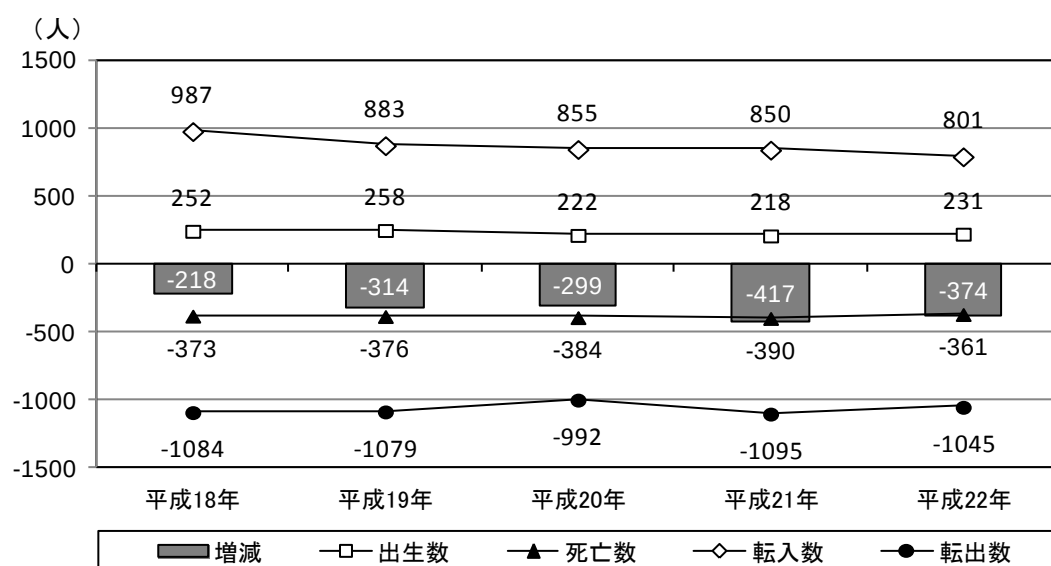
(3)人口動態

近年の自然動態では、毎年死亡数が出生数を上回り、減少で推移しています。社会動態も転出数が転入数を上回り、減少で推移しています。

自然動態と社会動態の増減をみると、毎年200人から400人程度の減少で推移しています。

しかし、平成23年度より子育て支援を中心とした定住促進に関する取り組みを実施しており、人口減少幅がここ数年に比べて鈍化しています。

■自然動態、社会動態の状況



資料：相生市統計書

(4) 世帯の状況

一般世帯数は昭和 60 年から平成 22 年にかけて増減を繰り返している中で、65 歳以上の世帯員のいる核家族世帯数、高齢単身世帯数は増加しています。

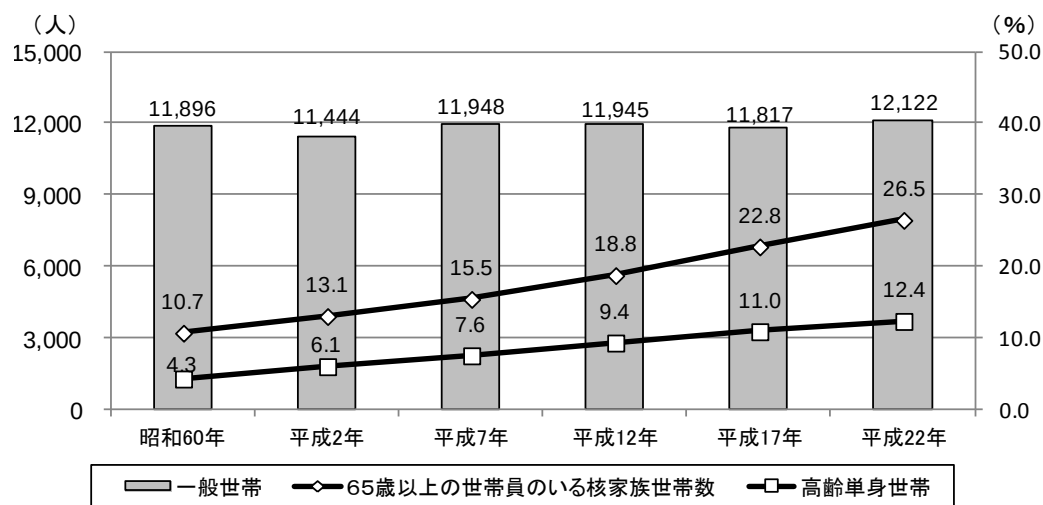
平成 22 年では、一般世帯は 12,122 世帯で、そのうち 65 歳以上の世帯員がいる核家族世帯の占める割合は 26.5%、高齢単身世帯の占める割合は 12.4%となっています。

■世帯の推移

	単位	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
一般世帯	世帯	11,896	11,444	11,948	11,945	11,817	12,122
65 歳以上の 世帯員のいる核家族世帯	世帯	1,278	1,496	1,848	2,245	2,695	3,214
	%	10.7	13.1	15.5	18.8	22.8	26.5
高齢単身世帯	世帯	516	694	906	1,119	1,294	1,502
	%	4.3	6.1	7.6	9.4	11.0	12.4

資料：国勢調査

■世帯の推移



資料：国勢調査

2 高齢者の状況

(1) 高齢化率の推移

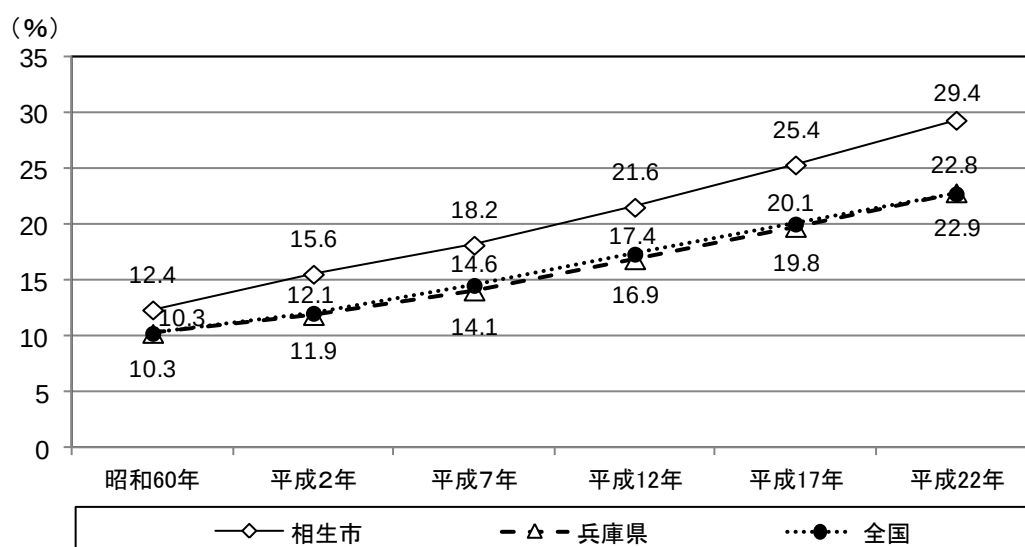
本市の高齢化率（人口全体のうち 65 歳以上人口の占める割合）は、兵庫県及び全国の高齢化率を上回って推移しています。平成 22 年では兵庫県とは 6.5 ポイント、全国とは 6.6 ポイント上回っています。

■高齢化率の推移

	単位	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
相生市	%	12.4	15.6	18.2	21.6	25.4	29.4
兵庫県	%	10.3	11.9	14.1	16.9	19.8	22.9
全国	%	10.3	12.1	14.6	17.4	20.1	22.8

資料：国勢調査

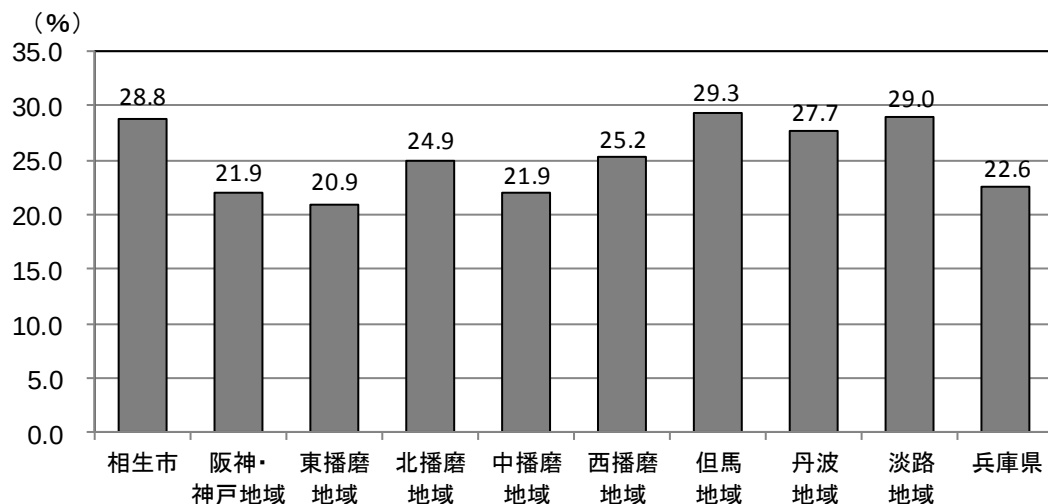
■高齢化率の推移



資料：国勢調査

(2) 県下各地域別高齢化率の状況

県下各地域別の高齢化率の状況を見ると、本市は平成 23 年度末で 28.8%と、県内と比較して平均より高くなっています。



資料：住民基本台帳（平成 24 年 3 月 31 日現在）

(3) 要介護認定者の状況

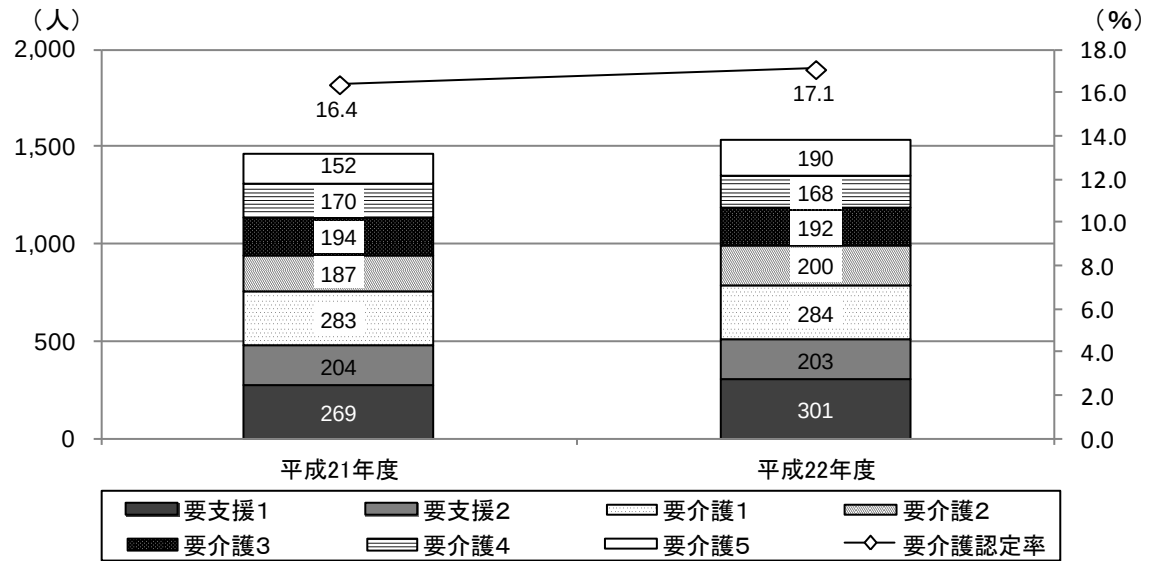
要介護認定者数は平成 21 年度から平成 22 年度にかけて増加しています。また、要介護認定率も認定者数にあわせて増加し、平成 22 年度には 17.1%と全国と同程度となっています。

■要介護認定者・要介護認定率の全国・県との比較

	平成 21 年度			平成 22 年度		
	相生市	兵庫県	全国	相生市	兵庫県	全国
要支援1	269	37,926	597,960	301	39,862	656,383
要支援2	204	31,306	645,454	203	33,918	656,383
要介護1	283	38,476	828,206	284	40,692	893,662
要介護2	187	34,157	834,024	200	36,000	876,871
要介護3	194	30,417	721,482	192	29,953	698,593
要介護4	170	24,975	614,771	168	25,478	634,031
要介護5	152	22,432	544,635	190	24,077	586,951
合計	1,459	219,689	4,786,532	1,538	229,980	5,002,874
要介護認定率	16.4	17.5	16.7	17.1	18.0	17.2

資料：介護保険事業状況報告（各年 10 月末）

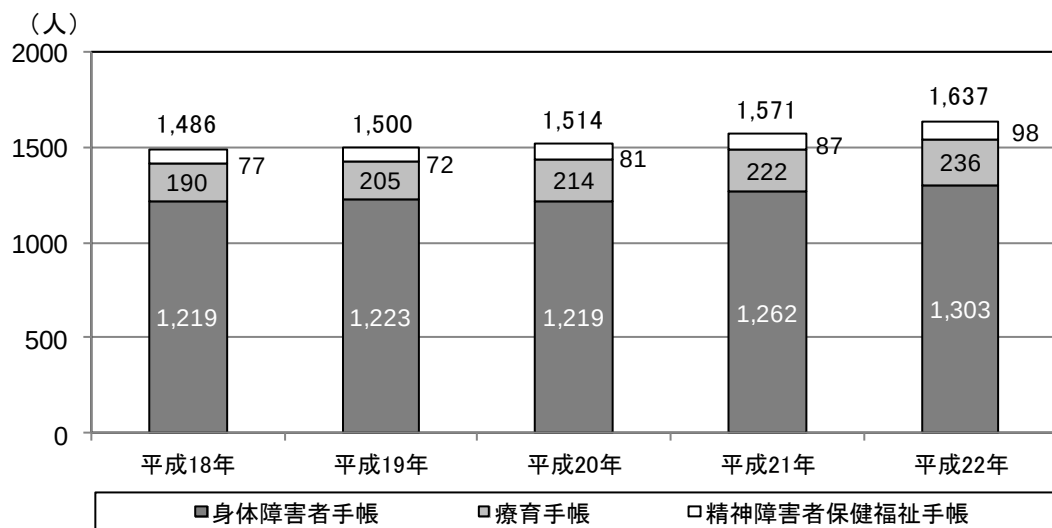
■要介護認定者・要介護認定率の推移



3 障害のある人・子どもの状況

障害のある人・子どもの人口の推移をみると、全体では、平成20年以降で特に増加しており、平成22年で1,637人となっています。

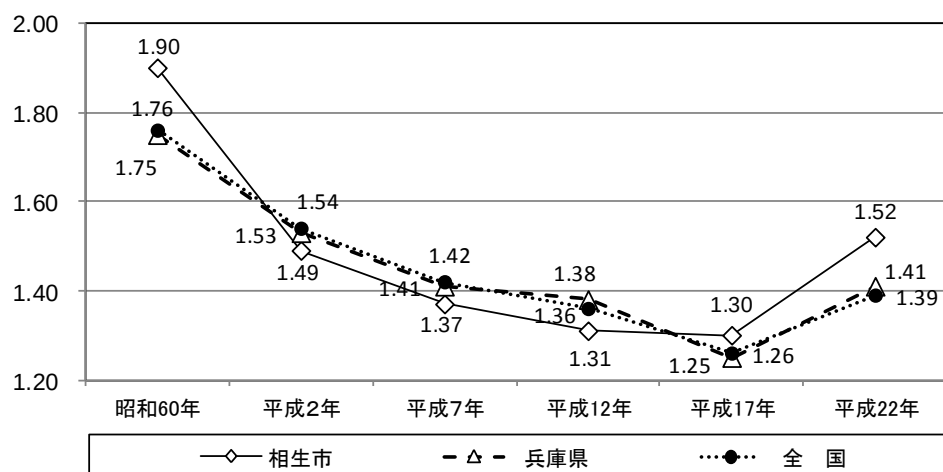
■障害のある人・子どもの人口の推移



4 子どもや子育ての状況

合計特殊出生率は全国・兵庫県・相生市ともに平成 17 年まで減少していましたが、平成 22 年では増加に転じ、1.52 となっています。

■合計特殊出生率の推移



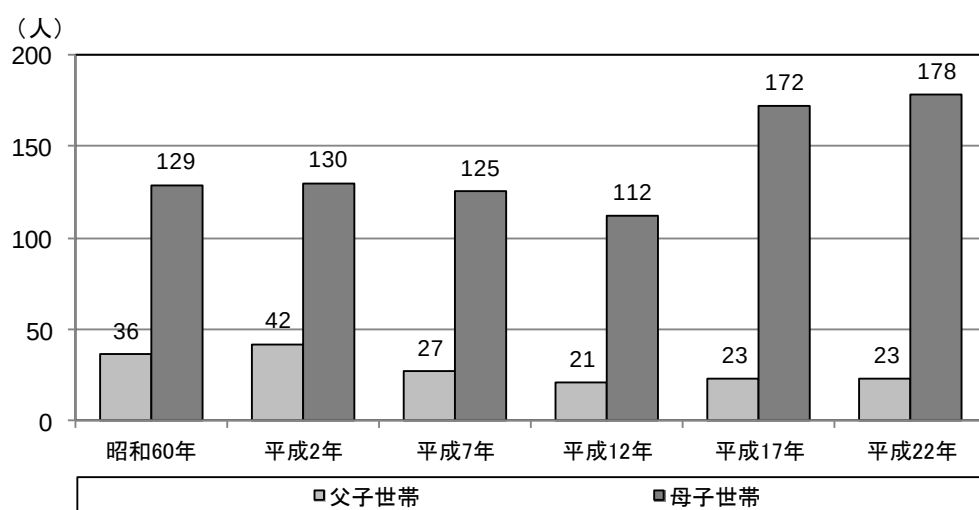
資料：国勢調査

5 ひとり親家庭の状況

ひとり親世帯数の推移をみると、父子世帯、母子世帯ともに平成 2 年から平成 12 年まで減少を続けていましたが、平成 17 年に増加に転じています。

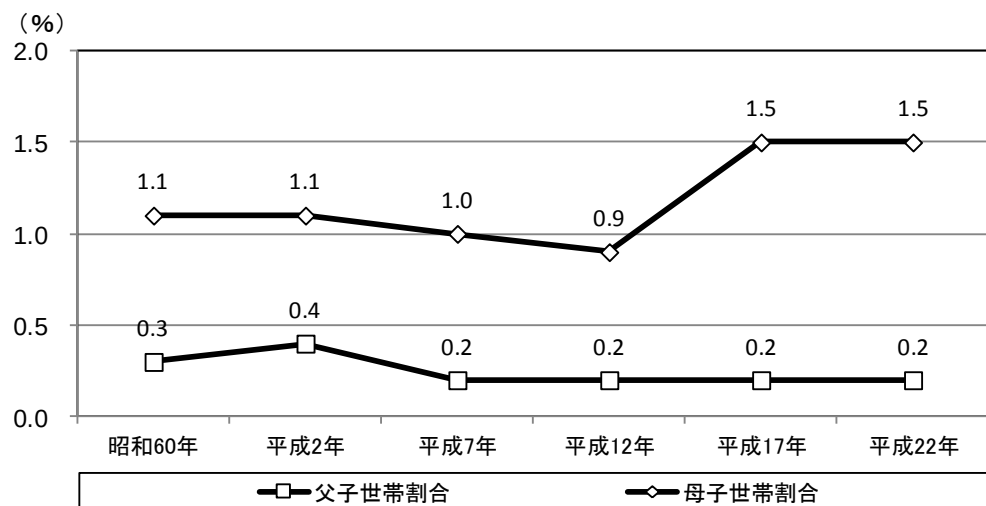
また、ひとり親世帯割合の推移をみると、父子世帯は平成 7 年以降横ばい、母子世帯は平成 17 年に増加に転じています。

■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

■ひとり親世帯割合の推移

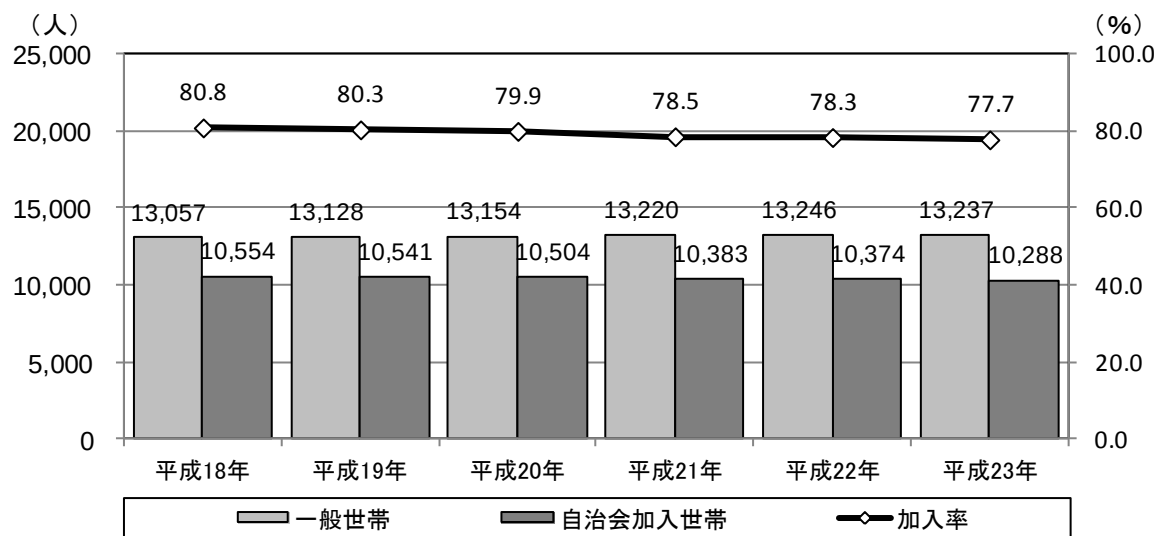


資料：国勢調査

6 自治会加入状況

自治会の加入状況をみると、一般世帯が増加傾向となっているのに対し、自治会加入世帯は減少を続け、自治会加入率も、平成18年以降減少を続けています。

■自治会加入世帯・加入率の推移



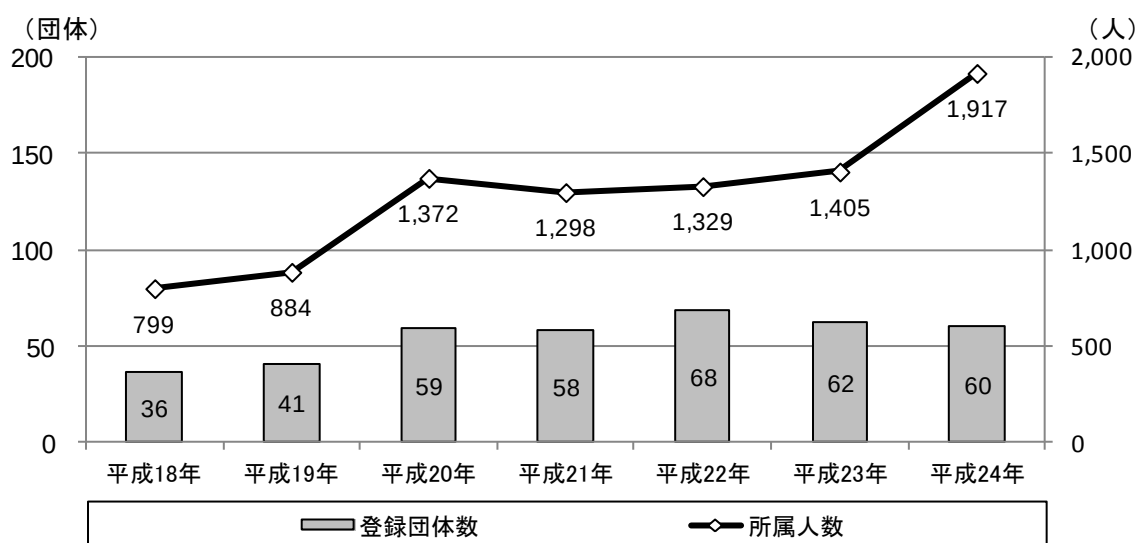
資料：相生市連合自治会提供資料（平成24年4月30日現在）

7 ボランティア団体の状況

ボランティア団体の状況をみると、相生市ボランティアセンターへの登録団体数は平成 22 年以降減少を続けている一方、所属人数をみると、平成 21 年以降増加を続けています。

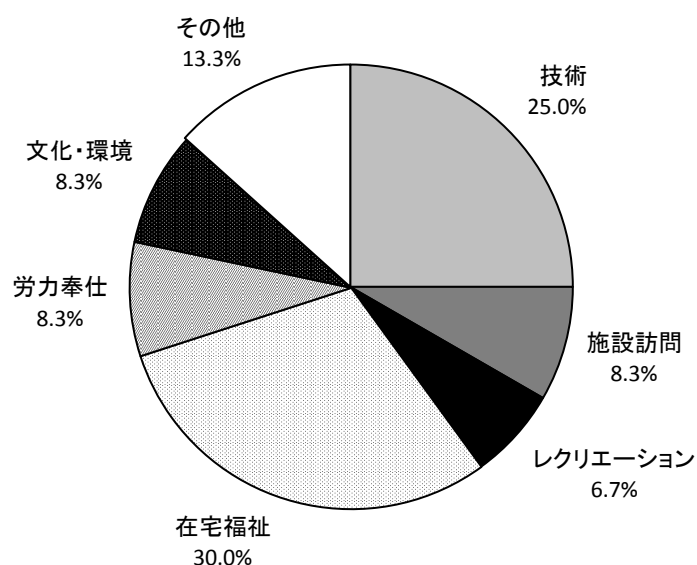
また、ボランティア登録団体を分野別にみると、「在宅福祉」が最も多く 18 団体となっており、次いで「技術」が 15 団体となっています。

■ボランティア登録団体数・所属人数の推移



資料：相生市社会福祉協議会提供資料（各年 3 月 31 日現在）

■市ボランティアセンター登録団体数(分野別)



技術	15
施設訪問	5
レクリエーション	4
在宅福祉	18
労力奉仕	5
文化・環境	5
その他	8
合計	60

資料：相生市社会福祉協議会提供資料（平成 24 年 3 月 31 日現在）

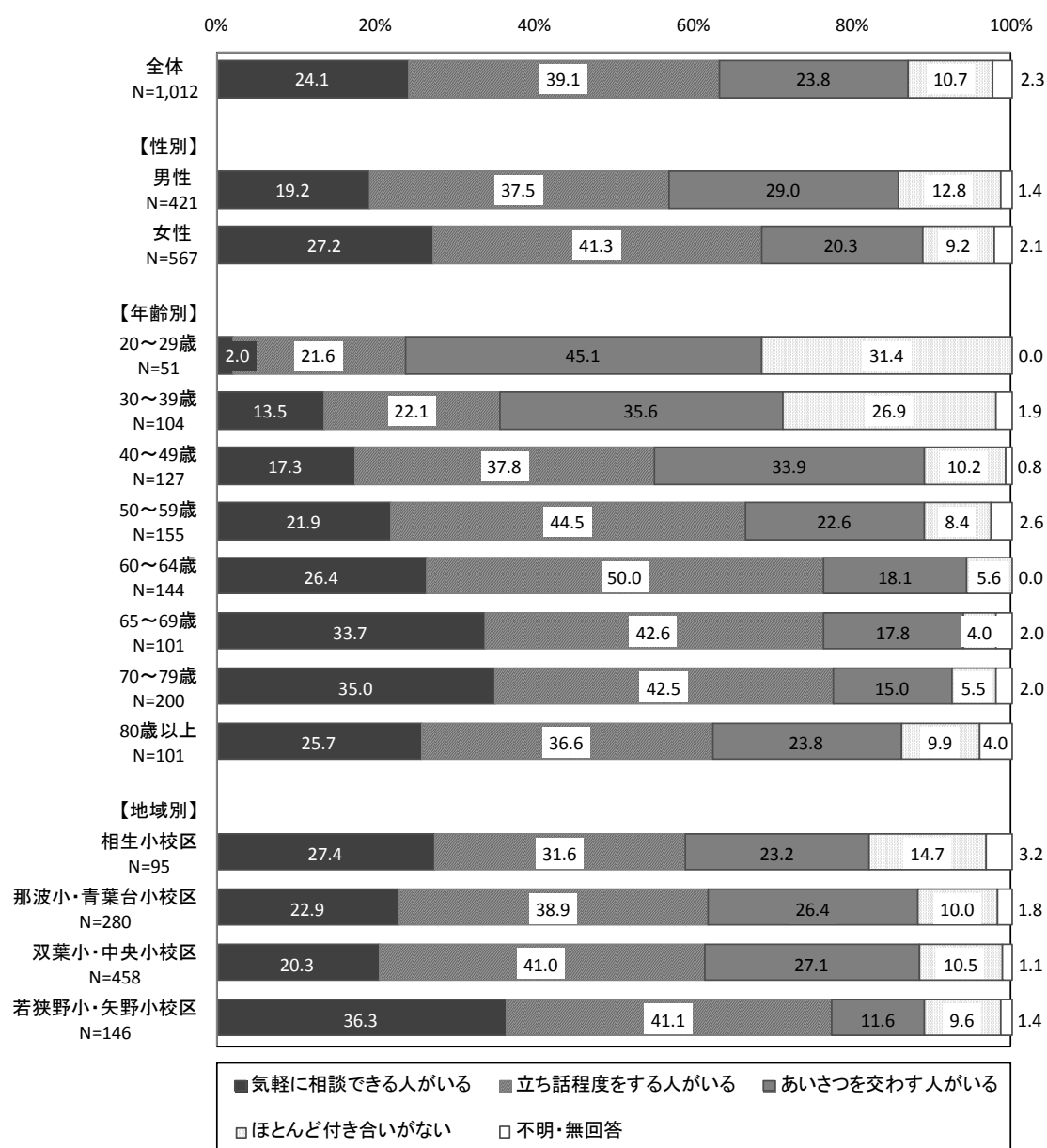
8 市民アンケート調査結果からみる状況

(1) 近所の人との付き合い

現在、どの程度近所付き合いをしているかについては、全体では、「立ち話程度をする人がある」が39.1%と最も高く、次いで「気軽に相談できる人がある」が24.1%となっています。

年齢別では、「20～39 歳」で「あいさつを交わす人がある」が4～5割、「40 歳以上」で「立ち話程度をする人がある」が4～5割と最も高くなっています。また、「気軽に相談できる人がある」は年齢が上がるにつれて増加傾向となっています。

地域別では、全校区で全体同様「立ち話程度をする人がある」が3～4割と最も高くなっています。



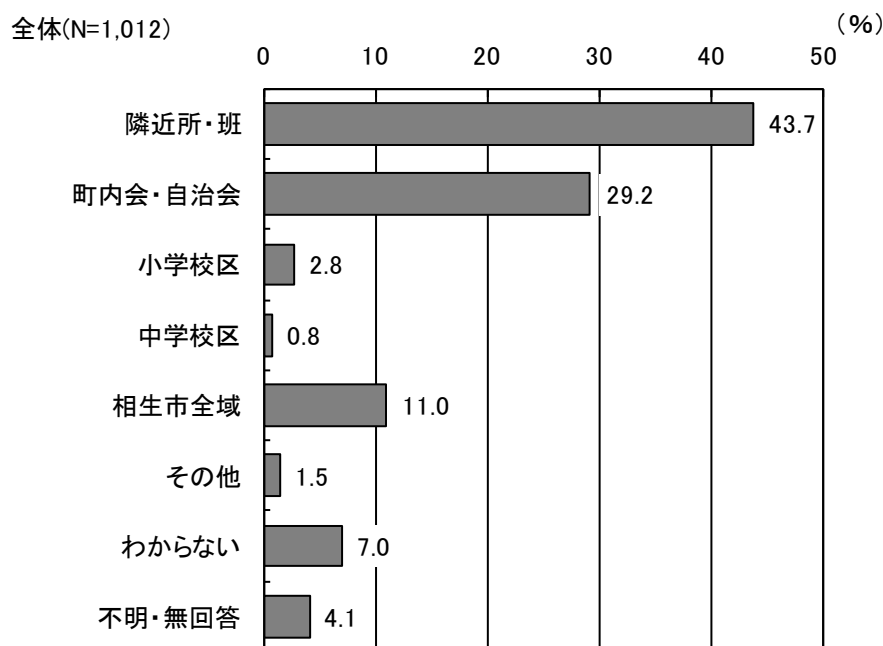
(2) 助けあい、支えあえる「地域」の範囲について

助けあい、支えあえる「地域」とは、こういった範囲かについてみると、全体では「隣近所・班」が43.7%と最も高く、次いで「町内会・自治会」が29.2%となっています。

性別では、男女ともに全体同様「隣近所・班」が約4割と最も高くなっています。

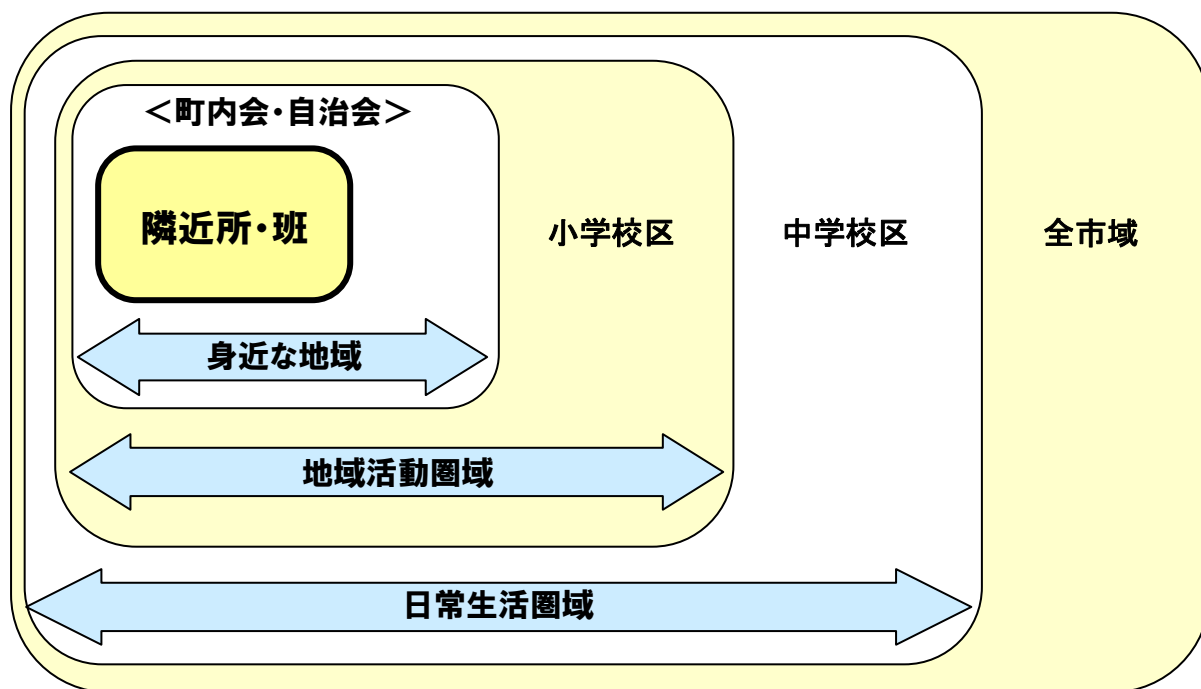
年齢別では、全年齢で全体同様「隣近所・班」が2～5割と最も高くなっています。

地域別では、全校区で全体同様「隣近所・班」が3～5割と最も高くなっています。



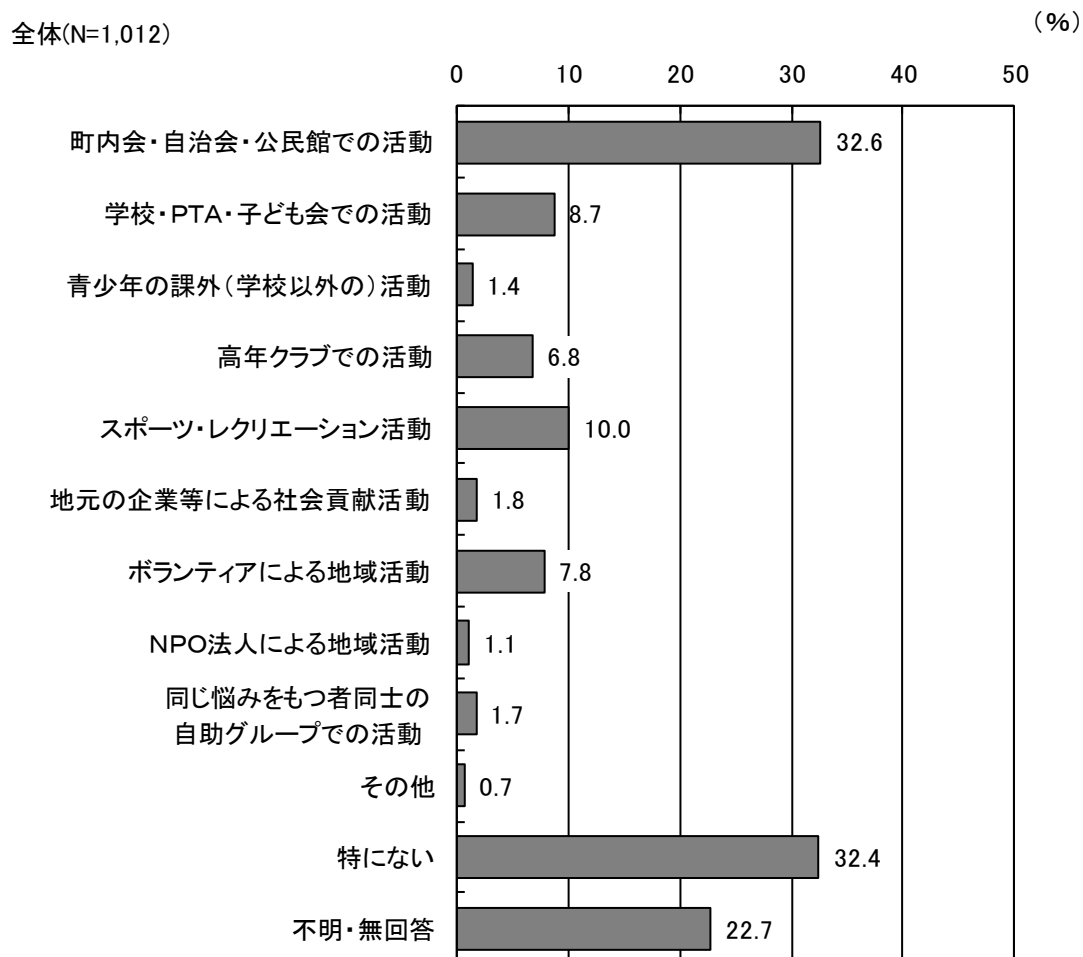
上段: 度数 下段: %		全 体	隣近所・班	町内会・自治会	小学校区	中学校区	相生市全域	その他	わからない	不明・無回答
性 別	全 体	1012	442	296	28	8	111	15	71	41
		100.0	43.7	29.2	2.8	0.8	11.0	1.5	7.0	4.1
	男性(N=421)	421	164	132	15	5	53	7	36	9
性 別		100.0	39.0	31.4	3.6	1.2	12.6	1.7	8.6	2.1
	女性(N=567)	567	268	161	13	3	57	8	33	24
		100.0	47.3	28.4	2.3	0.5	10.1	1.4	5.8	4.2
年 齢 別	20～29歳(N=51)	51	14	13	3	-	9	1	10	1
		100.0	27.5	25.5	5.9	-	17.6	2.0	19.6	2.0
	30～39歳(N=104)	104	29	22	6	3	23	1	16	4
		100.0	27.9	21.2	5.8	2.9	22.1	1.0	15.4	3.8
	40～49歳(N=127)	127	44	32	8	3	18	4	15	3
		100.0	34.6	25.2	6.3	2.4	14.2	3.1	11.8	2.4
	50～59歳(N=155)	155	59	56	6	1	16	3	8	6
		100.0	38.1	36.1	3.9	0.6	10.3	1.9	5.2	3.9
	60～64歳(N=144)	144	69	48	1	1	11	1	8	5
地 域 別		100.0	47.9	33.3	0.7	0.7	7.6	0.7	5.6	3.5
	65～69歳(N=101)	101	48	31	1	-	12	1	3	5
		100.0	47.5	30.7	1.0	-	11.9	1.0	3.0	5.0
	70～79歳(N=200)	200	111	62	1	-	10	3	5	8
		100.0	55.5	31.0	0.5	-	5.0	1.5	2.5	4.0
	80歳以上(N=101)	101	57	27	1	-	9	-	4	3
		100.0	56.4	26.7	1.0	-	8.9	-	4.0	3.0
	相生小学校区(N=95)	95	55	19	3	-	6	-	6	6
		100.0	57.9	20.0	3.2	-	6.3	-	6.3	6.3
地 域 別	那波小・青葉台小学校区(N=280)	280	121	79	8	3	36	5	17	11
		100.0	43.2	28.2	2.9	1.1	12.9	1.8	6.1	3.9
	双葉小・中央小学校区(N=458)	458	198	139	10	4	53	5	35	14
		100.0	43.2	30.3	2.2	0.9	11.6	1.1	7.6	3.1
地 域 別	若狭野小・矢野小学校区(N=146)	146	57	54	6	1	12	2	10	4
		100.0	39.0	37.0	4.1	0.7	8.2	1.4	6.8	2.7

■ 相生市での地域のイメージ



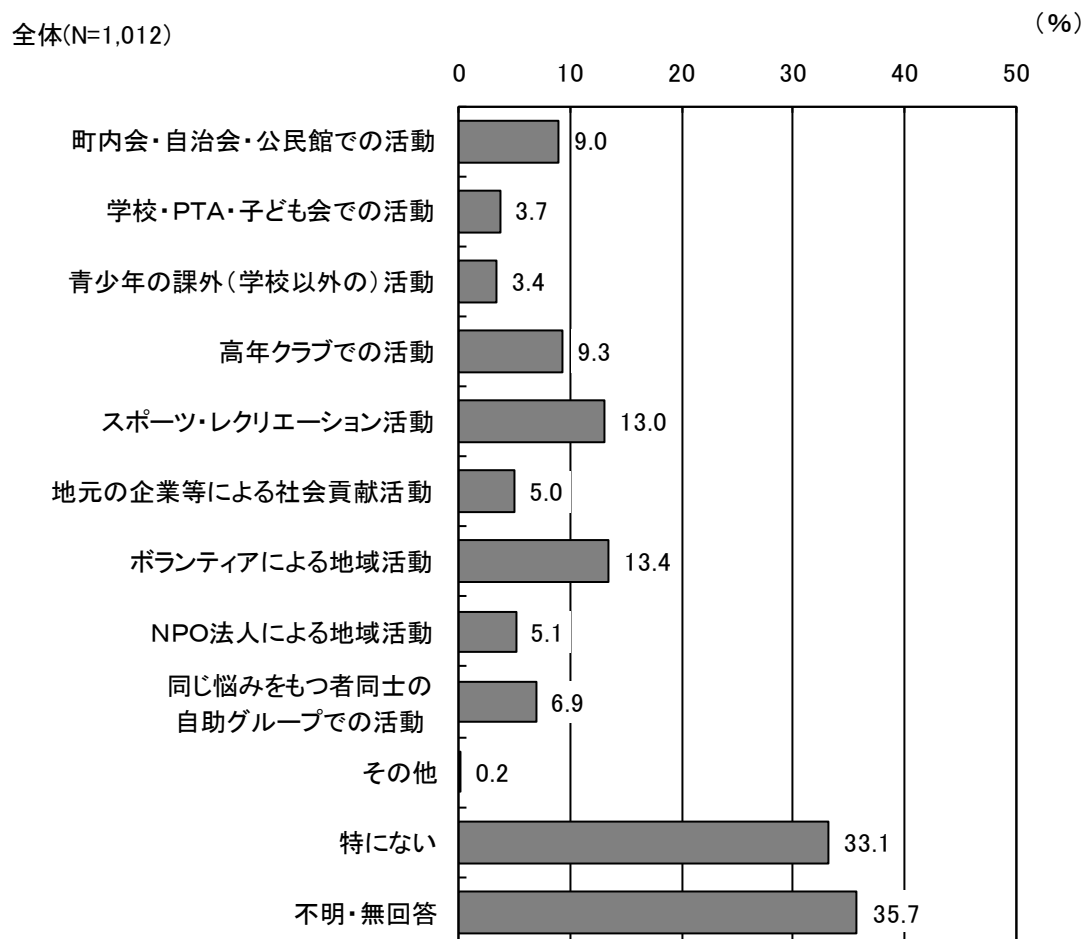
(3) 地域活動への参加の有無

現在参加している地域活動については、「町内会・自治会・公民館での活動」が32.6%と最も高く、次いで「スポーツ・レクリエーション活動」が10.0%となっています。



(4) 地域活動への参加意向

今後、仕事や学業とは別に、地域活動として参加したいものについては、『今後参加したい地域活動』で、「ボランティアによる地域活動」が 13.4%と最も高く、次いで「スポーツ・レクリエーション活動」が 13.0%となっています。



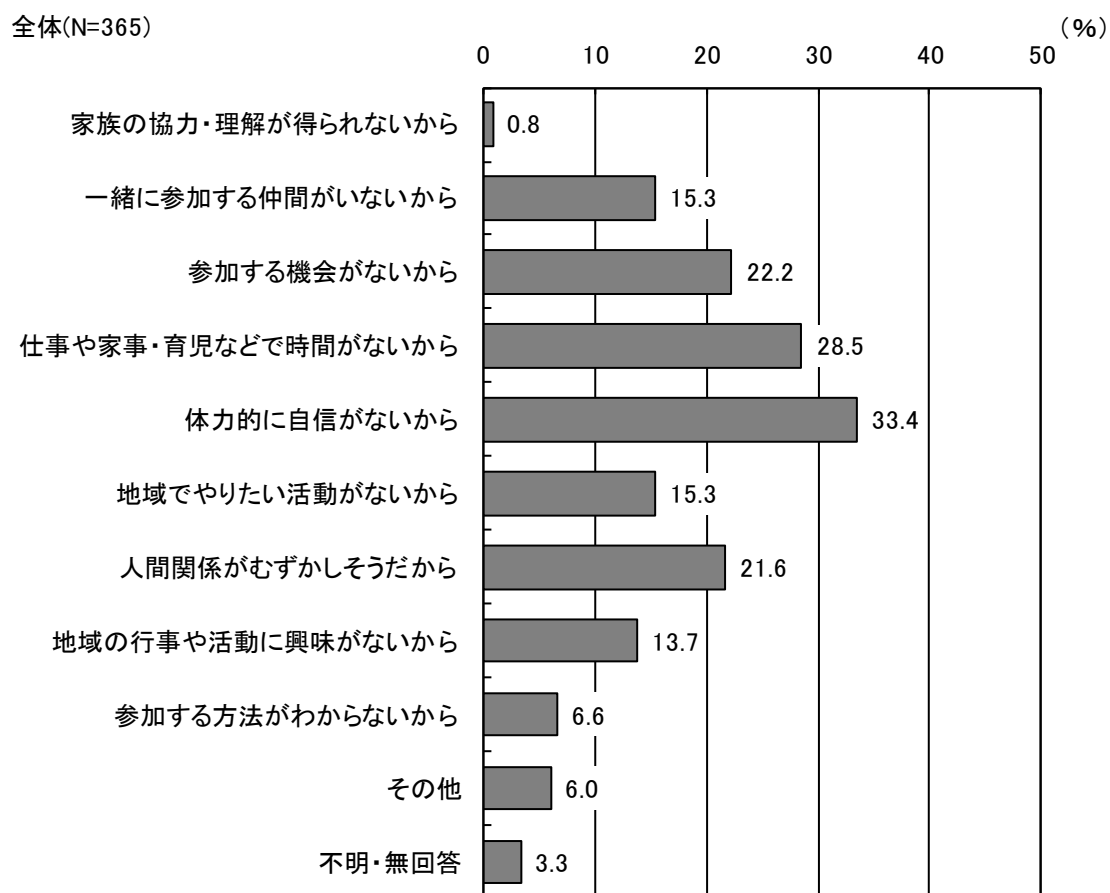
(5) 地域活動に現在参加していない、また、今後参加できない理由について

現在参加していない、また、今後参加できない理由については、全体では「体力的に自信がないから」が33.4%と最も高く、次いで「仕事や家事・育児などで時間がないから」が28.5%となっています。

性別では、男女ともに全体同様「体力的に自信がないから」が3割以上と最も高くなっています。

年齢別では、「20～64 歳」で「仕事や家事・育児などで時間がないから」が2～6割、「65～69 歳」で「人間関係がむずかしそうだから」が48.4%、「70 歳以上」で「体力的に自信がないから」が5～8割と最も高くなっています。

地域別では、「那波小・青葉台小校区」で「仕事や家事・育児などで時間がないから」が34.7%、その他の校区で「体力的に自信がないから」が2～4割と最も高くなっています。



上段:度数 下段:%		全 体	家族の協 力・理解が 得られない から	一緒に参加 する仲間が いないから	参加する機 会がないか ら	仕事や家 事・育児な どで時間が ないから	体力的に自 信がないか ら	地域でやり たい活動が ないから	人間関係が むずかしそ うだから	地域の行事 や活動に興 味がでない から
全 体		365 100.0	3 0.8	56 15.3	81 22.2	104 28.5	122 33.4	56 15.3	79 21.6	50 13.7
性 別	男性(N=148)	148 100.0	- -	21 14.2	35 23.6	32 21.6	45 30.4	19 12.8	31 20.9	28 18.9
	女性(N=206)	206 100.0	2 1.0	33 16.0	45 21.8	72 35.0	74 35.9	34 16.5	47 22.8	19 9.2
年 齢 別	20～29歳(N=24)	24 100.0	- -	6 25.0	10 41.7	10 41.7	2 8.3	2 8.3	3 12.5	4 16.7
	30～39歳(N=42)	42 100.0	- -	11 26.2	13 31.0	17 40.5	4 9.5	6 14.3	9 21.4	6 14.3
	40～49歳(N=55)	55 100.0	- -	8 14.5	13 23.6	34 61.8	10 18.2	11 20.0	14 25.5	8 14.5
	50～59歳(N=44)	44 100.0	- -	6 13.6	12 27.3	22 50.0	5 11.4	9 20.5	9 20.5	5 11.4
	60～64歳(N=44)	44 100.0	1 2.3	2 4.5	9 20.5	12 27.3	12 27.3	8 18.2	8 18.2	7 15.9
	65～69歳(N=31)	31 100.0	- -	5 16.1	10 32.3	3 9.7	10 32.3	8 25.8	15 48.4	5 16.1
	70～79歳(N=60)	60 100.0	2 3.3	12 20.0	11 18.3	2 3.3	31 51.7	6 10.0	16 26.7	11 18.3
	80歳以上(N=55)	55 100.0	- -	2 3.6	2 3.6	1 1.8	45 81.8	3 5.5	3 5.5	4 7.3
	相生小校区(N=43)	43 100.0	1 2.3	8 18.6	8 18.6	9 20.9	11 25.6	7 16.3	9 20.9	6 14.0
地 域 別	那波小・青葉台 小校区(N=101)	101 100.0	1 1.0	15 14.9	23 22.8	35 34.7	33 32.7	18 17.8	23 22.8	14 13.9
	双葉小・中央 小校区(N=161)	161 100.0	1 0.6	26 16.1	39 24.2	47 29.2	51 31.7	21 13.0	35 21.7	26 16.1
	若狭野小・矢野 小校区(N=49)	49 100.0	- -	5 10.2	9 18.4	12 24.5	22 44.9	8 16.3	9 18.4	4 8.2

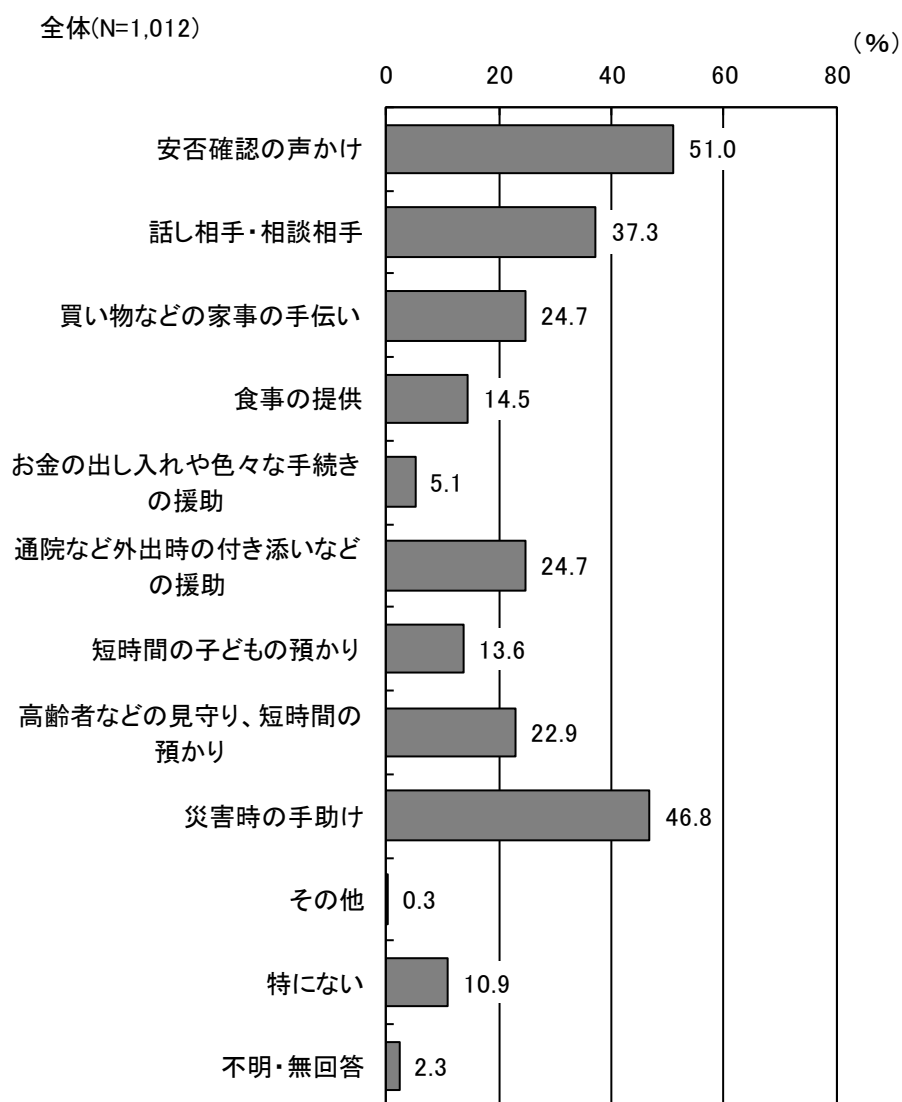
(6) 地域でしてほしい手助けについて

地域でどのような手助けをしてほしいと思うかについては、全体では、「安否確認の声かけ」が51.0%と高く、次いで「災害時の手助け」が46.8%となっています。

性別では、男女ともに全体同様「安否確認の声かけ」が約5割と最も高くなっています。

年齢別では、「20～29 歳」「60 歳以上」で「安否確認の声かけ」が約5～6割、「30～59 歳」で「災害時の手助け」が5割以上となっています。

地域別では、「双葉小・中央小校区」で「災害時の手助け」が 52.8%、その他の校区で「安否確認の声かけ」が約5割となっています。



上段：度数 下段：%		全 体	安否確認の 声かけ	話し相手・相 談相手	買い物など の家事の手 伝い	食事の提供	お金の出し 入れやいろ んな手続き の援助	通院など外 出時の付き 添いなどの 援助	短時間の子 どもの預か り	高齢者など の見守り、 短時間の預 かり
全 体		1012 100.0	516 51.0	377 37.3	250 24.7	147 14.5	52 5.1	250 24.7	138 13.6	232 22.9
性 別	男性(N=421)	421 100.0	201 47.7	156 37.1	85 20.2	51 12.1	20 4.8	98 23.3	46 10.9	89 21.1
	女性(N=567)	567 100.0	309 54.5	218 38.4	161 28.4	95 16.8	32 5.6	151 26.6	92 16.2	143 25.2
年 齢 別	20～29歳(N=51)	51 100.0	31 60.8	17 33.3	6 11.8	9 17.6	2 3.9	6 11.8	13 25.5	9 17.6
	30～39歳(N=104)	104 100.0	50 48.1	35 33.7	23 22.1	17 16.3	5 4.8	18 17.3	41 39.4	25 24.0
	40～49歳(N=127)	127 100.0	63 49.6	50 39.4	33 26.0	23 18.1	8 6.3	29 22.8	35 27.6	38 29.9
	50～59歳(N=155)	155 100.0	80 51.6	60 38.7	51 32.9	29 18.7	11 7.1	49 31.6	22 14.2	58 37.4
	60～64歳(N=144)	144 100.0	72 50.0	59 41.0	43 29.9	22 15.3	9 6.3	40 27.8	9 6.3	35 24.3
	65～69歳(N=101)	101 100.0	59 58.4	42 41.6	26 25.7	15 14.9	4 4.0	25 24.8	6 5.9	15 14.9
	70～79歳(N=200)	200 100.0	100 50.0	69 34.5	44 22.0	24 12.0	7 3.5	58 29.0	9 4.5	37 18.5
	80歳以上(N=101)	101 100.0	50 49.5	37 36.6	19 18.8	7 6.9	5 5.0	20 19.8	- -	11 10.9
	相生小校区(N=95)	95 100.0	47 49.5	38 40.0	25 26.3	12 12.6	3 3.2	24 25.3	7 7.4	17 17.9
	那波小・青葉台 小校区(N=280)	280 100.0	154 55.0	116 41.4	72 25.7	44 15.7	13 4.6	69 24.6	49 17.5	61 21.8
地 域 別	双葉小・中央 小校区(N=458)	458 100.0	225 49.1	163 35.6	103 22.5	64 14.0	24 5.2	104 22.7	65 14.2	113 24.7
	若狭野小・矢野 小校区(N=146)	146 100.0	81 55.5	53 36.3	45 30.8	24 16.4	12 8.2	49 33.6	15 10.3	37 25.3
上段：度数 下段：%		全 体	災害時の手 助け	その他	特にない	不明・無回 答				
全 体		1012 100.0	474 46.8	3 0.3	110 10.9	23 2.3				
性 別	男性(N=421)	421 100.0	199 47.3	2 0.5	50 11.9	6 1.4				
	女性(N=567)	567 100.0	272 48.0	1 0.2	54 9.5	10 1.8				
年 代	20～29歳(N=51)	51 100.0	25 49.0	- -	3 5.9	- -				
	30～39歳(N=104)	104 100.0	57 54.8	- -	8 7.7	- -				
	40～49歳(N=127)	127 100.0	72 56.7	- -	15 11.8	- -				
	50～59歳(N=155)	155 100.0	82 52.9	- -	13 8.4	2 1.3				
	60～64歳(N=144)	144 100.0	67 46.5	- -	17 11.8	- -				
	65～69歳(N=101)	101 100.0	52 51.5	1 1.0	16 15.8	1 1.0				
	70～79歳(N=200)	200 100.0	73 36.5	- -	26 13.0	8 4.0				
	80歳以上(N=101)	101 100.0	36 35.6	- -	10 9.9	6 5.9				
	相生小校区(N=95)	95 100.0	38 40.0	- -	10 10.5	5 5.3				
	那波小・青葉台 小校区(N=280)	280 100.0	125 44.6	1 0.4	28 10.0	2 0.7				
地 域 別	双葉小・中央 小校区(N=458)	458 100.0	242 52.8	2 0.4	53 11.6	4 0.9				
	若狭野小・矢野 小校区(N=146)	146 100.0	60 41.1	- -	14 9.6	2 1.4				

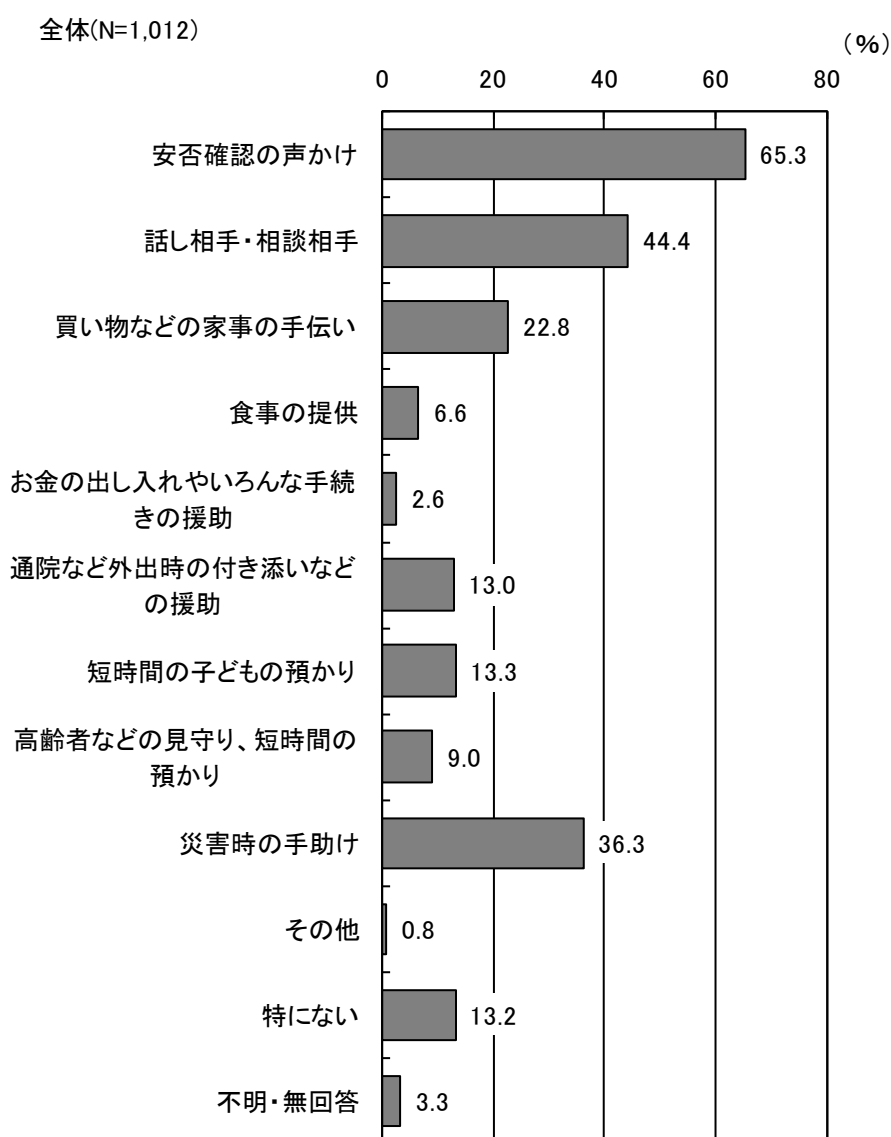
(7) 地域にどのような手助けができると思うか

地域に、高齢者や障害のある人の介助・介護、子育て等で困っている家庭があった場合、どのような手助けができると思うかについては、全体では「安否確認の声かけ」が65.3%と最も高く、次いで「話し相手・相談相手」が44.4%となっています。

性別では、男女ともに全体同様「安否確認の声かけ」が6割以上と最も高くなっています。

年齢別では、全年齢で全体同様「安否確認の声かけ」が4～7割と最も高くなっています。

地域別では、全校区で全体同様「安否確認の声かけ」が5～7割と最も高くなっています。



上段:度数 下段:%		全 体	安否確認の 声かけ	話し相手・相 談相手	買い物など の家事の手 伝い	食事の提供	お金の出し 入れやいろ んな手続き の援助	通院など外 出時の付き 添いなどの 援助	短時間の子 どもの預か り	高齢者など の見守り、 短時間の預 かり
全 体		1012 100.0	661 65.3	449 44.4	231 22.8	67 6.6	26 2.6	132 13.0	135 13.3	91 9.0
性 別	男性(N=421)	421 100.0	277 65.8	177 42.0	72 17.1	16 3.8	12 2.9	50 11.9	37 8.8	29 6.9
	女性(N=567)	567 100.0	369 65.1	265 46.7	156 27.5	46 8.1	13 2.3	77 13.6	97 17.1	59 10.4
年 齢 別	20～29歳(N=51)	51 100.0	29 56.9	22 43.1	11 21.6	3 5.9	- -	5 9.8	9 17.6	3 5.9
	30～39歳(N=104)	104 100.0	66 63.5	43 41.3	14 13.5	2 1.9	1 1.0	6 5.8	16 15.4	8 7.7
	40～49歳(N=127)	127 100.0	83 65.4	54 42.5	23 18.1	3 2.4	1 0.8	12 9.4	29 22.8	7 5.5
	50～59歳(N=155)	155 100.0	103 66.5	63 40.6	50 32.3	16 10.3	8 5.2	27 17.4	17 11.0	14 9.0
	60～64歳(N=144)	144 100.0	107 74.3	71 49.3	43 29.9	9 6.3	6 4.2	30 20.8	26 18.1	16 11.1
	65～69歳(N=101)	101 100.0	70 69.3	49 48.5	34 33.7	9 8.9	4 4.0	15 14.9	14 13.9	16 15.8
	70～79歳(N=200)	200 100.0	133 66.5	102 51.0	43 21.5	21 10.5	5 2.5	27 13.5	17 8.5	21 10.5
	80歳以上(N=101)	101 100.0	50 49.5	36 35.6	8 7.9	2 2.0	- -	6 5.9	3 3.0	2 2.0
地 域 別	相生小校区(N=95)	95 100.0	51 53.7	46 48.4	20 21.1	9 9.5	2 2.1	10 10.5	6 6.3	6 6.3
	那波小・青葉台 小校区(N=280)	280 100.0	200 71.4	128 45.7	72 25.7	24 8.6	6 2.1	37 13.2	47 16.8	27 9.6
	双葉小・中央 小校区(N=458)	458 100.0	303 66.2	196 42.8	86 18.8	18 3.9	12 2.6	53 11.6	57 12.4	35 7.6
	若狭野小・矢野 小校区(N=146)	146 100.0	91 62.3	69 47.3	47 32.2	14 9.6	4 2.7	28 19.2	22 15.1	19 13.0

上段:度数 下段:%		全 体	災害時の手 助け	その他	特にない	不明・無回 答
全 体		1012 100.0	367 36.3	8 0.8	134 13.2	33 3.3
性 別	男性(N=421)	421 100.0	172 40.9	5 1.2	43 10.2	17 4.0
	女性(N=567)	567 100.0	190 33.5	3 0.5	86 15.2	15 2.6
年 代	20～29歳(N=51)	51 100.0	15 29.4	- -	4 7.8	3 5.9
	30～39歳(N=104)	104 100.0	41 39.4	1 1.0	15 14.4	1 1.0
	40～49歳(N=127)	127 100.0	56 44.1	1 0.8	16 12.6	1 0.8
	50～59歳(N=155)	155 100.0	72 46.5	2 1.3	18 11.6	6 3.9
	60～64歳(N=144)	144 100.0	65 45.1	- -	9 6.3	2 1.4
	65～69歳(N=101)	101 100.0	42 41.6	- -	9 8.9	6 5.9
	70～79歳(N=200)	200 100.0	59 29.5	2 1.0	27 13.5	5 2.5
	80歳以上(N=101)	101 100.0	7 6.9	2 2.0	32 31.7	6 5.9
地 域 別	相生小校区(N=95)	95 100.0	30 31.6	- -	16 16.8	9 9.5
	那波小・青葉台 小校区(N=280)	280 100.0	107 38.2	2 0.7	33 11.8	4 1.4
	双葉小・中央 小校区(N=458)	458 100.0	174 38.0	4 0.9	55 12.0	13 2.8
	若狭野小・矢野 小校区(N=146)	146 100.0	46 31.5	1 0.7	24 16.4	3 2.1

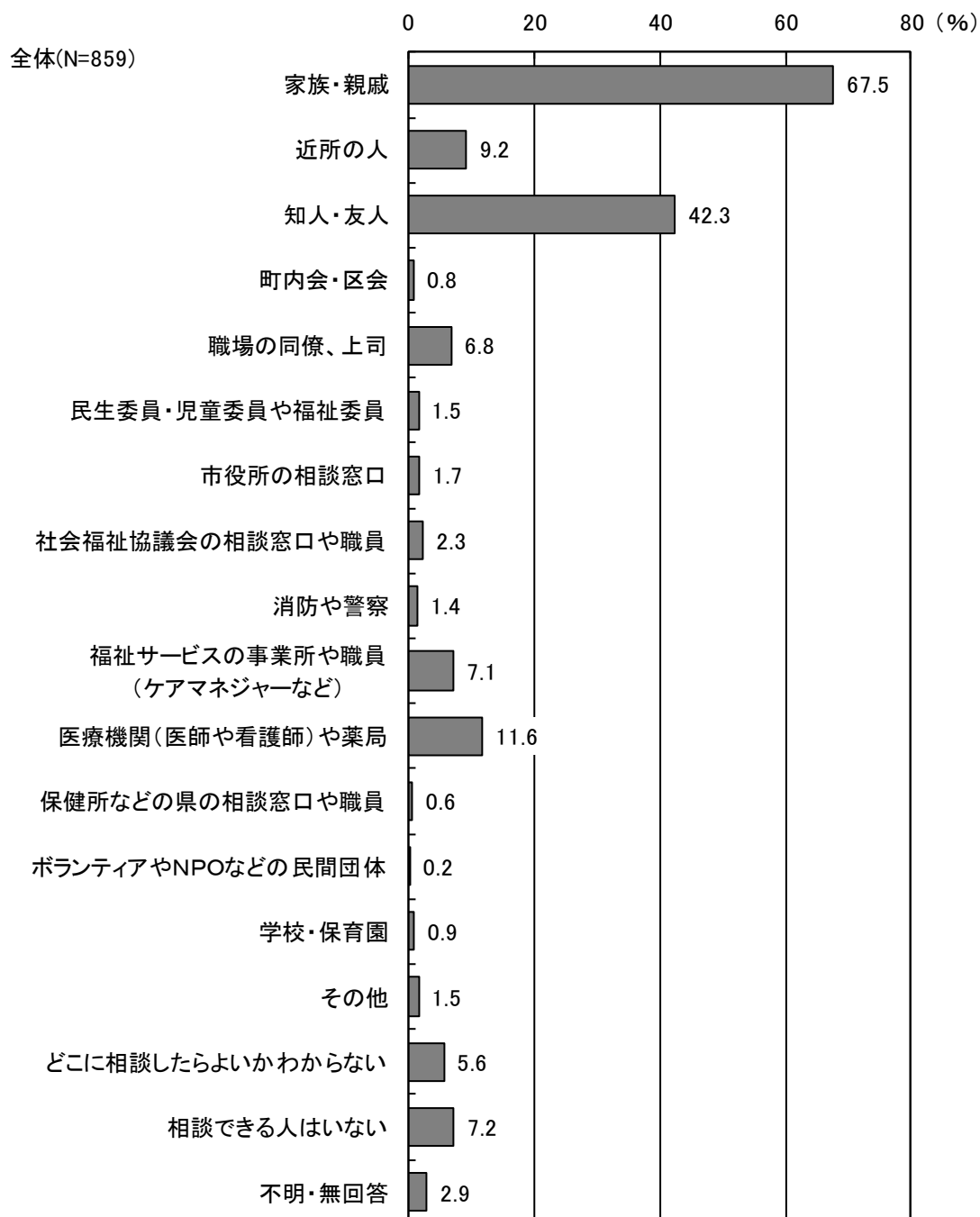
(8) 不安や悩みの相談先について

悩みや不安について、誰に（どこに）相談しているかについては、全体では、「家族・親戚」が67.5%と最も高く、次いで「知人・友人」が42.3%となっています。

性別では、男女ともに全体同様「家族・親戚」が6～7割と最も高くなっています。

年齢別では、「20～29 歳」を除く全年齢で「家族・親戚」が6～7割、「20～29 歳」で「知人・友人」が70.7%と最も高くなっています。

地域別では、全校区で全体同様「家族・親戚」が6～7割と最も高くなっています。

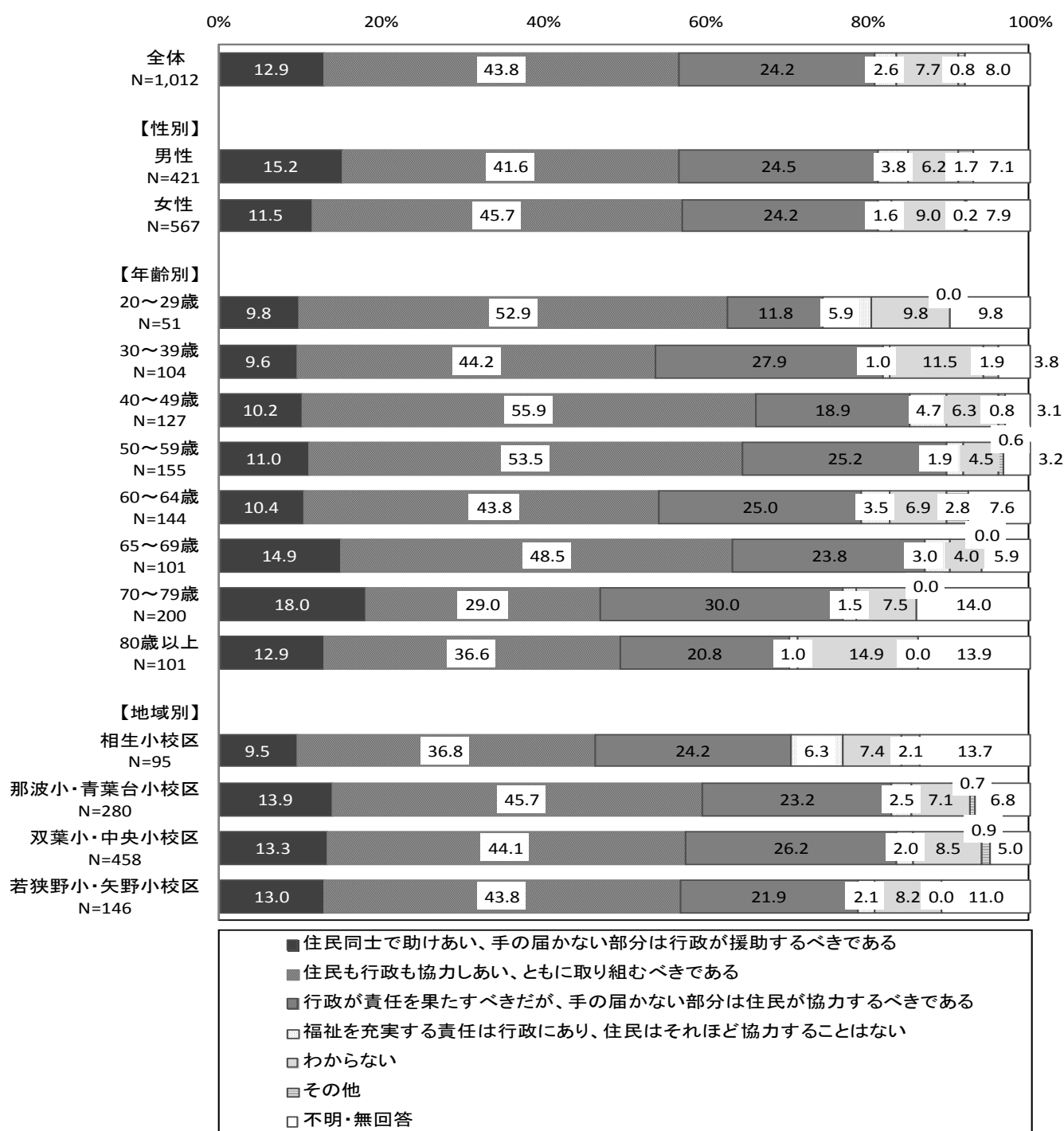


上段:度数 下段:%		全 体	家族・親戚	近所の人	知人・友人	町内会・区 会	職場の同 僚、上司	民生委員児 童委員や福 祉委員	市役所の相 談窓口	社会福祉協 議会の相談 窓口や職員	消防や警察
全 体		859 100.0	580 67.5	79 9.2	363 42.3	7 0.8	58 6.8	13 1.5	15 1.7	20 2.3	12 1.4
性 別	男性(N=345)	345 100.0	221 64.1	22 6.4	126 36.5	4 1.2	32 9.3	5 1.4	10 2.9	10 2.9	4 1.2
	女性(N=496)	496 100.0	352 71.0	55 11.1	229 46.2	2 0.4	26 5.2	7 1.4	4 0.8	9 1.8	6 1.2
年 齢 別	20～29歳(N=41)	41 100.0	27 65.9	1 2.4	29 70.7	- -	9 22.0	- -	- -	- -	- -
	30～39歳(N=95)	95 100.0	74 77.9	6 6.3	51 53.7	- -	17 17.9	- -	- -	1 1.1	- -
	40～49歳(N=112)	112 100.0	75 67.0	6 5.4	54 48.2	- -	17 15.2	1 0.9	1 0.9	- -	- -
	50～59歳(N=137)	137 100.0	92 67.2	13 9.5	59 43.1	2 1.5	8 5.8	- -	2 1.5	3 2.2	3 2.2
	60～64歳(N=124)	124 100.0	84 67.7	9 7.3	47 37.9	1 0.8	6 4.8	3 2.4	2 1.6	4 3.2	2 1.6
	65～69歳(N=89)	89 100.0	59 66.3	14 15.7	35 39.3	3 3.4	- -	1 1.1	3 3.4	4 4.5	1 1.1
	70～79歳(N=158)	158 100.0	104 65.8	19 12.0	57 36.1	1 0.6	1 0.6	4 2.5	3 1.9	2 1.3	4 2.5
	80歳以上(N=77)	77 100.0	49 63.6	9 11.7	17 22.1	- -	- -	1 1.3	2 2.6	4 5.2	- -
	相生小校区(N=72)	72 100.0	49 68.1	8 11.1	26 36.1	- -	5 6.9	2 2.8	- -	1 1.4	1 1.4
	那波小・青葉台 小校区(N=233)	233 100.0	161 69.1	23 9.9	99 42.5	2 0.9	22 9.4	4 1.7	5 2.1	2 0.9	3 1.3
地 域 別	双葉小・中央 小校区(N=397)	397 100.0	264 66.5	27 6.8	172 43.3	3 0.8	25 6.3	5 1.3	9 2.3	14 3.5	6 1.5
	若狭野小・矢野 小校区(N=132)	132 100.0	93 70.5	17 12.9	57 43.2	2 1.5	5 3.8	1 0.8	- -	2 1.5	- -
上段:度数 下段:%		全 体	福祉サービ スの事業所 や職員 (ケアマネ ジャーなど)	医療機関 (医師や看 護師)や薬 局	保健所など の県の相談 窓口や職員	ボランティア やNPOなど の民間団体	学校・保育 園	その他	どこに相談 したらよいかわからない	相談できる 人はいない	不明・無回 答
全 体		859 100.0	61 7.1	100 11.6	5 0.6	2 0.2	8 0.9	13 1.5	48 5.6	62 7.2	25 2.9
性 別	男性(N=345)	345 100.0	23 6.7	45 13.0	1 0.3	1 0.3	- -	5 1.4	22 6.4	28 8.1	14 4.1
	女性(N=496)	496 100.0	37 7.5	53 10.7	4 0.8	1 0.2	8 1.6	8 1.6	26 5.2	33 6.7	9 1.8
年 代	20～29歳(N=41)	41 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	3 7.3	- -
	30～39歳(N=95)	95 100.0	3 3.2	5 5.3	2 2.1	- -	5 5.3	2 2.1	8 8.4	4 4.2	1 1.1
	40～49歳(N=112)	112 100.0	7 6.3	10 8.9	1 0.9	1 0.9	3 2.7	3 2.7	10 8.9	14 12.5	1 0.9
	50～59歳(N=137)	137 100.0	14 10.2	16 11.7	- -	- -	- -	1 0.7	10 7.3	13 9.5	2 1.5
	60～64歳(N=124)	124 100.0	10 8.1	11 8.9	1 0.8	- -	- -	2 1.6	9 7.3	4 3.2	3 2.4
	65～69歳(N=89)	89 100.0	3 3.4	12 13.5	- -	1 1.1	- -	- -	3 3.4	7 7.9	3 3.4
	70～79歳(N=158)	158 100.0	10 6.3	30 19.0	- -	- -	- -	3 1.9	4 2.5	10 6.3	9 5.7
	80歳以上(N=77)	77 100.0	13 16.9	12 15.6	- -	- -	- -	2 2.6	3 3.9	6 7.8	5 6.5
	相生小校区(N=72)	72 100.0	5 6.9	4 5.6	1 1.4	- -	1 1.4	2 2.8	4 5.6	6 8.3	2 2.8
地 域 別	那波小・青葉台 小校区(N=233)	233 100.0	20 8.6	31 13.3	1 0.4	1 0.4	2 0.9	3 1.3	12 5.2	15 6.4	7 3.0
	双葉小・中央 小校区(N=397)	397 100.0	23 5.8	44 11.1	2 0.5	- -	4 1.0	6 1.5	22 5.5	36 9.1	9 2.3
	若狭野小・矢野 小校区(N=132)	132 100.0	12 9.1	16 12.1	1 0.8	1 0.8	1 0.8	2 1.5	9 6.8	4 3.0	4 3.0

(9) 地域福祉を充実するための住民と行政との関係について

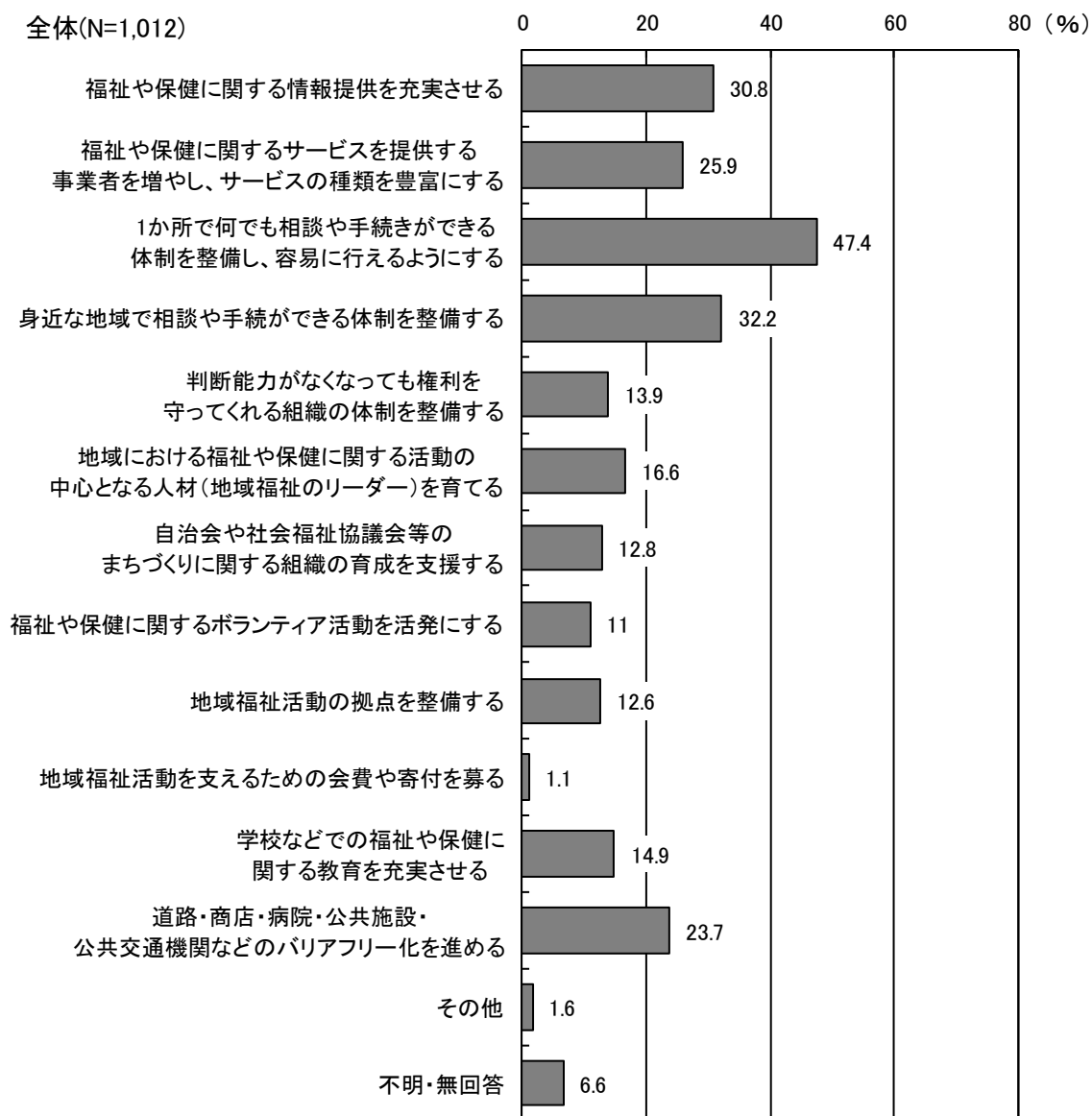
地域福祉を充実させていくうえで、住民と行政との関係はどうあるべきかについてみると、全体では、「住民も行政も協力しあい、ともに取り組むべきである」が43.8%と最も高く、次いで「行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は住民が協力するべきである」が24.2%と最も高くなっています。

年齢別では、「70～79歳」を除く全年齢で「住民も行政も協力しあい、ともに取り組むべきである」が3～5割、「70～79歳」で「行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は住民が協力するべきである」が30.0%と最も高くなっています。



(10) 誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために必要なことについて

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために、どのようなことが必要だと思うかについては、全体では、「1 か所で何でも相談や手続きができる体制を整備し、容易に行えるようにする」が47.4%と最も高く、次いで「身近な地域で相談や手続きができる体制を整備する」が32.2%、「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」が30.8%となっています。



上段：度数 下段：%		全 体	福祉や保健に関する情報提供を充実させる	福祉や保健に関するサービスを提供する事業者を増やし、サービスの種類を豊富にする	1か所で何でも相談や手続きができる体制を整備し、容易に行えるようにする	身近な地域で相談や手続きができる体制を整備する	判断能力がなくなっても権利を守ってくれる組織の体制を整備する	地域における福祉や保健に関する活動の中心となる人材（地域福祉のリーダー）を育てる	自治会や社会福祉協議会等のまちづくりに関する組織の育成を支援する	福祉や保健に関するボランティア活動を活発にする
全 体		1012 100.0	312 30.8	262 25.9	480 47.4	326 32.2	141 13.9	168 16.6	130 12.8	111 11.0
性 別	男性(N=421)	421 100.0	134 31.8	101 24.0	185 43.9	118 28.0	54 12.8	68 16.2	62 14.7	49 11.6
	女性(N=567)	567 100.0	172 30.3	156 27.5	284 50.1	202 35.6	86 15.2	95 16.8	65 11.5	61 10.8
年 齢 別	20～29歳(N=51)	51 100.0	14 27.5	15 29.4	14 27.5	17 33.3	6 11.8	7 13.7	7 13.7	9 17.6
	30～39歳(N=104)	104 100.0	44 42.3	36 34.6	51 49.0	20 19.2	9 8.7	4 3.8	8 7.7	8 7.7
	40～49歳(N=127)	127 100.0	43 33.9	32 25.2	58 45.7	48 37.8	13 10.2	15 11.8	17 13.4	11 8.7
	50～59歳(N=155)	155 100.0	46 29.7	42 27.1	71 45.8	47 30.3	22 14.2	29 18.7	26 16.8	15 9.7
	60～64歳(N=144)	144 100.0	44 30.6	35 24.3	79 54.9	44 30.6	21 14.6	26 18.1	20 13.9	15 10.4
	65～69歳(N=101)	101 100.0	32 31.7	20 19.8	53 52.5	36 35.6	17 16.8	25 24.8	12 11.9	16 15.8
	70～79歳(N=200)	200 100.0	53 26.5	46 23.0	94 47.0	71 35.5	30 15.0	35 17.5	26 13.0	25 12.5
	80歳以上(N=101)	101 100.0	29 28.7	31 30.7	47 46.5	32 31.7	18 17.8	24 23.8	13 12.9	9 8.9
	相生小校区(N=95)	95 100.0	33 34.7	22 23.2	50 52.6	31 32.6	8 8.4	19 20.0	8 8.4	13 13.7
地 域 別	那波小・青葉台小校区(N=280)	280 100.0	87 31.1	73 26.1	130 46.4	83 29.6	36 12.9	53 18.9	33 11.8	33 11.8
	双葉小・中央小校区(N=458)	458 100.0	146 31.9	125 27.3	217 47.4	138 30.1	74 16.2	69 15.1	60 13.1	50 10.9
	若狭野小・矢野小校区(N=146)	146 100.0	38 26.0	36 24.7	64 43.8	65 44.5	21 14.4	21 14.4	23 15.8	14 9.6
上段：度数 下段：%		全 体	地域福祉活動の拠点を整備する	地域福祉活動を支えるための会費や寄付を募る	学校などでの福祉や保健に関する教育を充実させる	道路・商店・病院・公共施設・公共交通機関などのバリアフリー化を進める	その他	不明・無回答		
全 体		1012 100.0	128 12.6	11 1.1	151 14.9	240 23.7	16 1.6	67 6.6		
性 別	男性(N=421)	421 100.0	58 13.8	5 1.2	61 14.5	107 25.4	8 1.9	29 6.9		
	女性(N=567)	567 100.0	68 12.0	5 0.9	87 15.3	124 21.9	8 1.4	34 6.0		
年 代	20～29歳(N=51)	51 100.0	6 11.8	1 2.0	11 21.6	17 33.3	3 5.9	3 5.9		
	30～39歳(N=104)	104 100.0	9 8.7	1 1.0	31 29.8	33 31.7	2 1.9	2 1.9		
	40～49歳(N=127)	127 100.0	18 14.2	2 1.6	24 18.9	28 22.0	2 1.6	7 5.5		
	50～59歳(N=155)	155 100.0	32 20.6	3 1.9	18 11.6	35 22.6	2 1.3	5 3.2		
	60～64歳(N=144)	144 100.0	21 14.6	2 1.4	16 11.1	33 22.9	4 2.8	4 2.8		
	65～69歳(N=101)	101 100.0	16 15.8	-	14 13.9	25 24.8	1 1.0	4 4.0		
	70～79歳(N=200)	200 100.0	17 8.5	-	19 9.5	44 22.0	1 0.5	23 11.5		
	80歳以上(N=101)	101 100.0	6 5.9	1 1.0	13 12.9	19 18.8	1 1.0	14 13.9		
	相生小校区(N=95)	95 100.0	8 8.4	2 2.1	13 13.7	23 24.2	1 1.1	7 7.4		
地 域 別	那波小・青葉台小校区(N=280)	280 100.0	40 14.3	2 0.7	42 15.0	61 21.8	5 1.8	23 8.2		
	双葉小・中央小校区(N=458)	458 100.0	55 12.0	2 0.4	72 15.7	113 24.7	8 1.7	21 4.6		
	若狭野小・矢野小校区(N=146)	146 100.0	23 15.8	4 2.7	18 12.3	34 23.3	2 1.4	10 6.8		

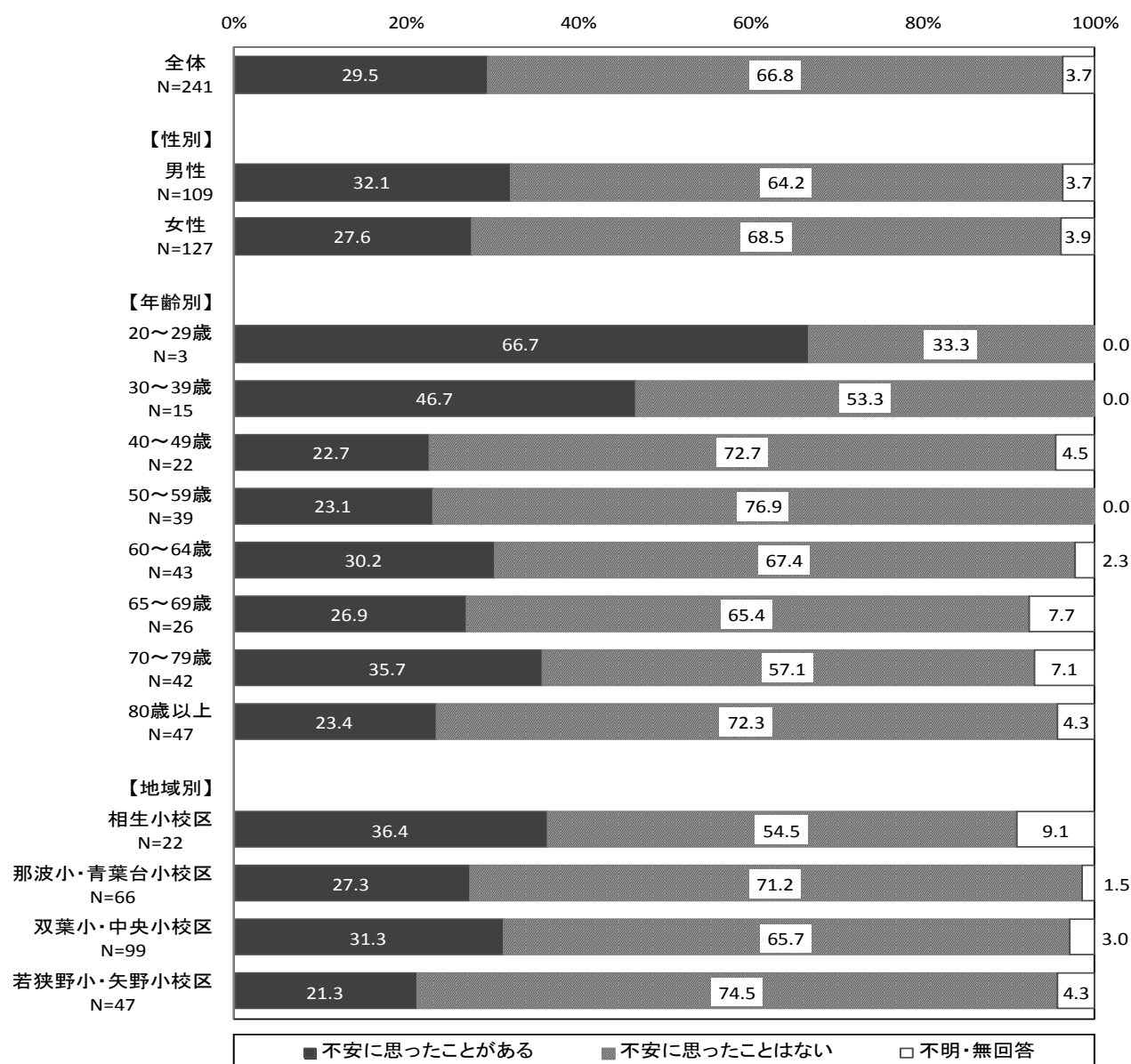
(11)福祉サービスの利用に関して、不都合を感じたり、不安に思ったりしたこと

福祉サービスの利用に関して、これまでに不都合を感じたり、不安に思ったりしたことはあるかについては、全体では、「不安に思ったことがある」が29.5%、「不安に思ったことはない」が66.8%となっています。

性別では、男女ともに「不安に思ったことがある」が約3割、「不安に思ったことはない」が6割以上となっています。

年齢別では、全年齢で「不安に思ったことがある」が2～6割、「不安に思ったことはない」が3～7割となっています。年齢が重なるにつれて「不安に思ったことがある」が減少傾向となっています。

地域別では、全校区で「不安に思ったことがある」が2～3割、「不安に思ったことはない」が5～7割となっています。



9 地域福祉における課題

(1) 地域における助けあい意識の向上

市民アンケート調査結果では、近所付き合いについては、「あいさつを交わす人がいる」「ほとんど付き合いはない」といった近所との親交が薄い人が約3割います。

しかし、助けあい、支えあえる「地域」の範囲については、「隣近所・班」が43.7%と最も高く、次いで「町内会・自治会」が29.2%となっています。

市民が「助けあい、支えあう」範囲としては「町内会・自治会」よりも、「隣近所・班」が多いことから、一定の組織形態による地域組織よりも、より身近な近隣同士のつながりが「助けあい、支えあい」に結びつくとされていることがうかがえます。

今後、地域住民が協力しあえる地域をつくるためには、市民一人ひとりの助けあいの意識を育てていくことが大切です。

そのためには、地域における助けあい活動の基礎的な組織である自治会や公民館等の活動を通して、地域での助けあいの意識の向上に努める必要があります。

(2) 地域活動の活性化と人材育成

近年、ボランティアや地域活動への関心が高まっており、市民アンケート調査でも、約3割が町内会・自治会・公民館での活動に参加しています。一方で、体力的に自信がない、忙しさや参加する機会がないといった理由から地域活動に参加していない人もおり、そのような人たちが地域活動やボランティア活動にスムーズに参加できる基盤づくりが必要です。

また、団塊世代の定年退職後の地域社会における受け皿が課題となっており、新しいライフスタイルを導き出し、生きがいづくりや社会参加を地域全体で考えていくことが必要です。そして、地域での活動を円滑に効果的に進めるために地域活動とボランティア活動、支援してほしい人と支援できる人との調整機能が必要とされます。

(3) 地域の協働・連携の推進

市民アンケート調査では、地域福祉を充実させていくうえで、住民と行政との関係はどうあるべきかについては、「住民も行政も協力しあい、ともに取り組むべきである」や「行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は住民が協力するべきである」の意識が高くなっており、地域福祉を充実させていくために必要な「協働」の意識は比較的高いことが考えられます。

今後、「自助」「共助」「公助」による「協働の取り組み」の視点だけではなく、「個人ができること」や「隣近所ができること」「区・自治会が取り組むこと」、「市全体が取り組むこと」等、市民・各種団体・行政等が活動しやすい範囲を設定する等、地域の実情に応じた取り組みを展開する必要があります。

(4) 情報提供の充実

市民アンケート調査では、福祉サービスの利用に関して、不都合を感じたり、不安に思った理由として、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」が26.8%、「どのサービスが良いのかわからず、選びにくかった」が22.5%、「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」が18.3%と、情報提供に関する回答が比較的多くなっています。

地域に潜在している、さまざまな生活上の問題を解決し、支えていくために、介護や障害、医療等の保健福祉サービスがあります。しかし、サービスに関する情報が利用者まで十分に行き届かず、また届いても正しく理解されないまま、満足のいくサービスを受けていないと感じる市民もいます。

(5) 保健福祉サービスの相談窓口の充実

市民アンケート調査では、悩みや不安について、誰に（どこに）相談しているかについては、全体では、「家族・親戚」が67.5%と最も高く、次いで「知人・友人」が42.3%となっており、これらの身近な相談先は必要不可欠となっています。また、「どこに相談したらよいかわからない」「相談できる人はいない」と答えている方もいることから、「相談に来ない、来られない人」に対するアウトリーチの視点に基づいた対策を検討する必要があります。

一方、個人が抱えている問題については、近年、複雑化・多様化していることから、公的な機関や専門職による「パーソナルサポート」の視点が今後必要となっています。

保健福祉サービスを利用する際は、行政の担当部署や社会福祉協議会、また、地域の民生委員・児童委員の相談窓口がありますが、身近に相談できる人がいない、あるいは相談窓口があっても行くことのできない人等さまざまな状況があり、また、児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）、ひきこもりといった新たな課題として社会問題化している事例についても相談体制の整備が求められています。

また、市の広報紙をはじめ、さまざまな媒体を活用した情報提供やサービスの相談窓口の周知を図るとともに、地域においては民生委員・児童委員と緊密な連携・協力を行う等、行政と地域が一体となった相談体制の充実が求められています。

(6)誰もが気軽に利用できるサービスのしくみづくり

市民アンケート調査では、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために、どのようなことが必要かについては、「1 か所で何でも相談や手続きができる体制を整備し、容易に行えるようにする」や「身近な地域で相談や手続きができる体制を整備する」に対して意識が高くなっています。

今後、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、主に「行政の体制」を整備することが必要であることがうかがえることから、ワンストップサービスの検討や身近に相談できる場所の確保等、市民ニーズを把握し、効率的かつ効果的な取り組みを展開する必要があります。

このため、サービス内容、ボランティア・市民活動や地域の助けあい活動についての情報を、誰もが入手でき、ひとりでも多くの市民が情報を活用できるようにする必要があります。

(7)在宅支援サービスの充実

年齢や障害の有無に関わらず、誰もが地域で心豊かに充実した生活を送ることができるよう、地域での見守りや声かけ等の活動や在宅支援を必要としている人に対する理解と意識の向上が求められます。また、自立生活が困難な人たちが、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、在宅支援サービスの一層の充実と適切なサービスを利用できるためのしくみや環境づくりが必要です。

本市では、要介護認定率が全国と同程度となっており、今後、家族介護者の高齢化により、在宅での生活が困難な状況となる方の増加が予想されます。

サービスに対するニーズが多様化・複雑化する中で、地域の中にある社会資源を活用した既存の枠にとらわれないサービスの充実や、高齢者や障害のある人はもとより、介護者への支援にも取り組んでいく必要があります。

(8)地域の防犯・防災活動の推進

市民アンケート調査では、地域でしてほしい手助けとして、「安否確認の声かけ」に次いで「災害時の手助け」が高くなっています。さらに、地域にある組織や団体に対して期待する活動として、「緊急事態が起きたときの対応」が約7割と最も高く、身近な地域における安心・安全を守るための組織の充実が求められます。

特に、「安否確認の声かけ」をはじめとした地域の見守りと、「災害時の手助け」は一体的に取り組んでいくことが必要とされています。

今後、行政による要援護者の把握・支援に加え、日頃からの住民相互による声かけや見守り活動を行い、地域の安全につなげていけるよう、防犯や防災をテーマとしたコミュニティの強化を行う必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

市民一人ひとりの尊厳を守り、ふれあい、支えあいながら、住み慣れた地域で自立した生活を営み、そして、未来に夢をもてる地域となるよう、豊かさを実感できる社会が求められています。

そのためには、公的サービスの提供だけではなく、事業者、福祉活動団体等、多様なサービス提供主体が、地域住民の支えあい活動と協働することにより、今以上広範囲の人々を対象とした持続可能なサービス提供体制を構築していくことが必要になっています。

そこで、地域福祉の取り組みが本市の地域の活力になるよう、多くの人や地域の資源を活かし、協働による自主的な地域福祉活動へとつなげ、住みたい、住み続けたいと思えるような相生市を目指します。

■基本理念(案)

助けあい、支えあい 絆をつなぐ あいのまち

2 計画の基本目標

本市の総合計画の基本理念は「～いのち輝き 絆でつなぐ あいのまち～」となっており、時代の潮流に対応し、地域の課題を克服しながら、暮らしやすいまちづくりを進めるため、市民一人ひとりの知恵や行動力を結集し、市民と行政が協働しながら目標に向かって一体となって「絆」を深め、「地域力」を高めていく必要があります。そのためには地域福祉の推進は欠くことのできないものといえます。

今後は地域ぐるみで助けあい、支えあう社会をめざすために、「そだてる ～地域を担う人づくりや活動の活性化～」 「つなぐ ～ネットワークや相談体制の充実～」 「まもる ～安心・安全なまちづくりの推進～」の3つの基本目標に基づき、市民、地域、事業所等の関係機関、行政が一体となり取り組んでいきます。

3 重点的な取り組みの設定

本計画は平成 25 年度から平成 29 年度までの5か年を目標年度として、基本目標に基づいた施策を関係課や組織等が連携しながら推進していきます。中でも特に重要な施策について、「重点的な取り組み」と位置付け、関係課や組織等に連携・協力を呼びかけ、計画的な推進をめざします。

(1)総合的な相談体制の構築

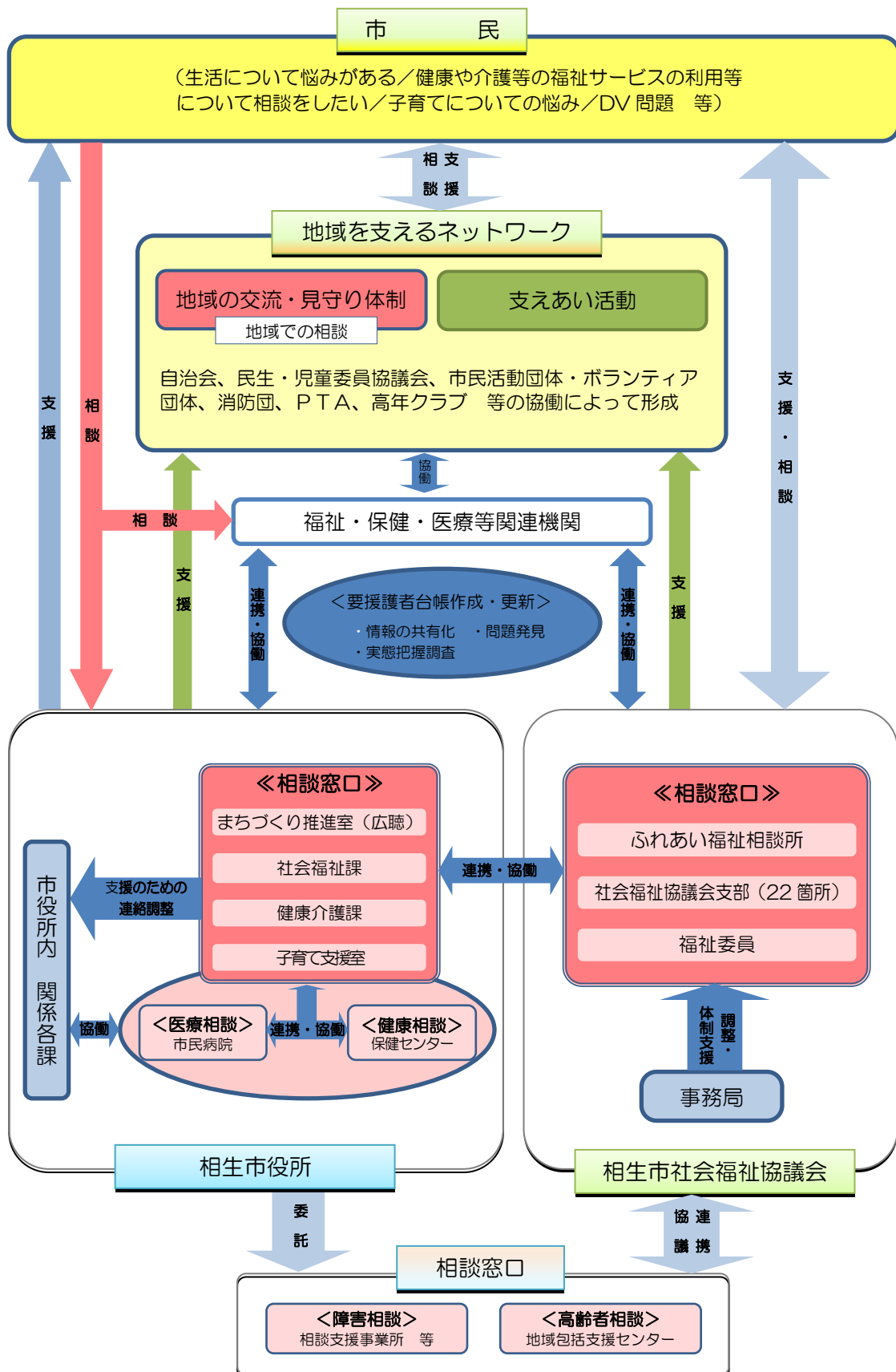
本市では、各課担当窓口において、業務全般に関する相談を行っています。また、社会福祉協議会のふれあい福祉相談所においては、日常生活に係る身近な問題を解決する「心配ごと相談」、法律に関わる問題を解決する「法律相談」に対応しています。

福祉・保健・医療等のサービスの相談窓口は多岐にわたっていますが、どこに相談すればよいのかわからない場合や、市民から相談を受け、適切な相談先につなぐ際の課題もあり、これらを解決するしくみづくりが必要です。

そのため、高齢者やその家族が抱える悩み等に適切に対応できるよう、市やふれあい福祉相談所の総合相談の体制を整え、連携を強化するなど、地域を支えるネットワークづくりを支援します。また、障害のある人の相談に応じ、必要な情報提供及び助言などを行うとともに、虐待防止やその早期発見に向けて相談支援事業の充実を図ります。

また、やふれあい福祉相談所が民生委員・児童委員と連携・協力しながら高齢者や障害のある人が身近な地域で気軽に相談できる体制を構築します。その中で、個人で解決できない相談は、社会福祉協議会、行政、各種専門機関へ引き継がれるしくみづくりを行います。

＜総合相談支援システムのイメージ＞



(2) ボランティア活動の担い手の育成

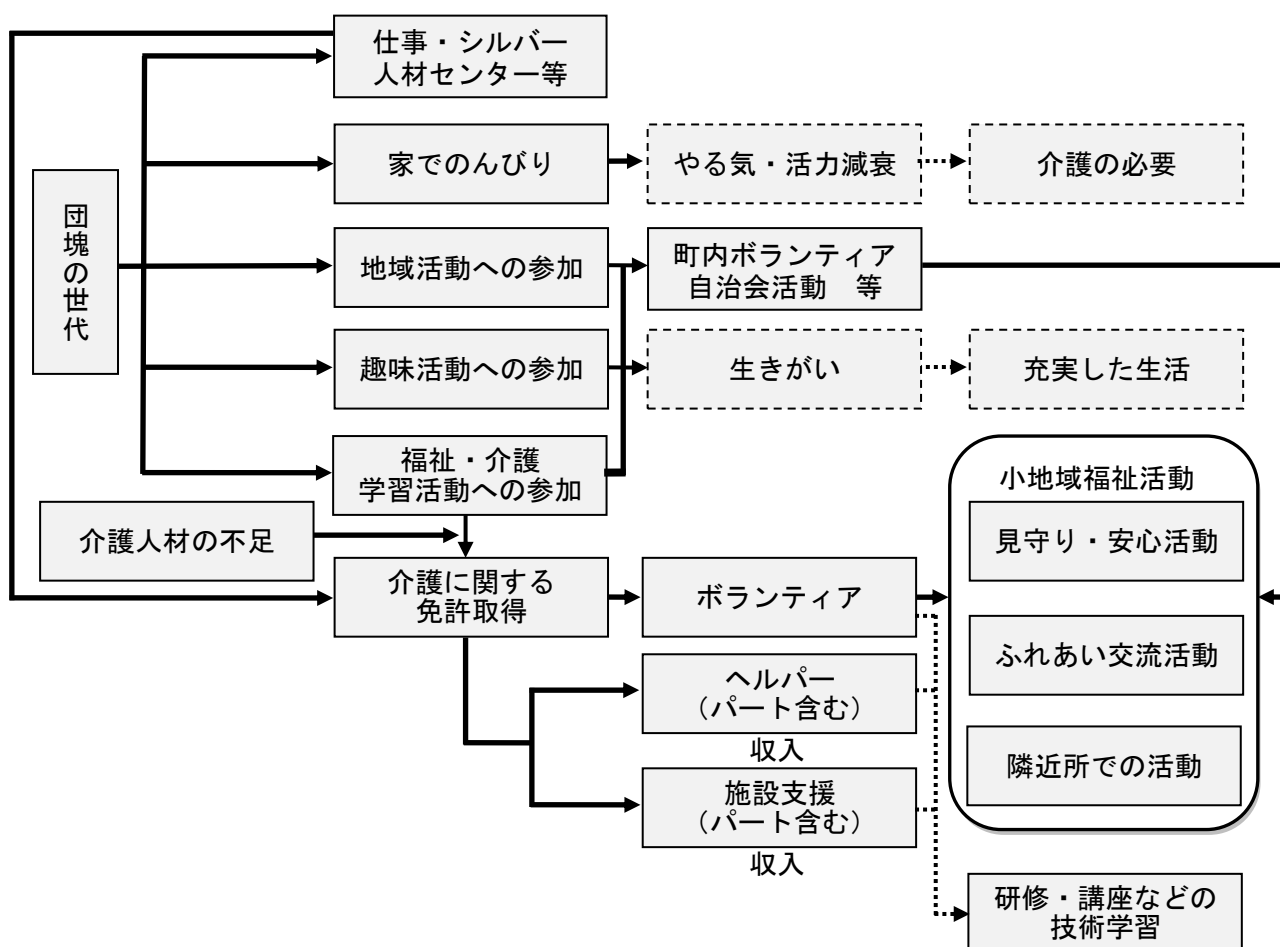
本市では、平成 22 年の国勢調査の人口比で 60～64 歳が 9.9%、65～69 歳が 8.3%と最も高い割合を占めており、「団塊世代」を中心に、退職を迎えた人、これから退職を迎える人が増えています。

「団塊世代」の退職を、多様な「人財」が地域に戻る社会資源の創出機会として捉え、地域福祉推進のための人材の発掘や、活躍の場づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

定年退職を機に生きがいをなくし、それによって、生きる気力や考える力をなくしてしまう人も見受けられます。また、女性においては、子どもが独立や結婚により家を出たことで、孤独感や虚無感を感じて気力をなくすような、憂鬱な症状になったりする「空の巣症候群」も見られます。このような状況は、本人が身体的・健康的に辛いだけでなく、地域にとっても担い手の減少となります。また、医療費や介護保険費用の増大にもつながります。

多くの住民が地域活動や地域福祉への理解をより深められるよう、活動内容を知らせる広報を充実させるとともに、社会福祉協議会等と協力して担い手を育成する講習等を開催し、市民主体の福祉活動の活発化を目指します。

<「団塊の世代」を中心とした高齢者の社会参加>



(3)小地域福祉活動の推進

市民アンケートでは、市民が考える地域の範囲として、「隣近所・班」が43.7%と最も高く、次いで「町内会・自治会」が29.2%となっており、近隣、自治会単位のエリアを主な福祉活動の場として認識しています。

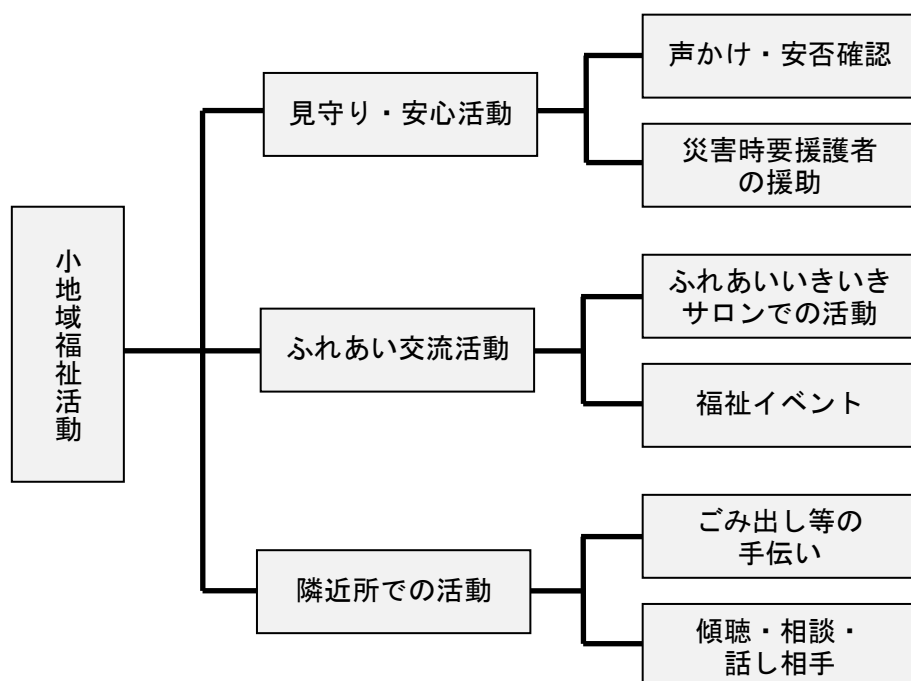
近年、加齢や障害などにより、様々な生活上の課題を抱えた人が、その人らしく、できる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援するという考え方のもと、地域社会や地域住民の役割の重要性が認識されつつあります。

このような地域福祉の考え方は、支援を総合化し、要支援者を生活面で支えていくことを意味しています。従って、公的な福祉サービスの充実とともに、市民による自主的な福祉活動の推進や、地域における総合的な支援体制の構築が必要となります。

「相生市高齢者保健福祉計画及び相生市介護保険事業計画」の日常生活圏域（旧中学校区）によると、市では市民に身近な範囲を基本とした支援体制づくりを進めています。また、社会福祉協議会では小地域福祉活動として、「ふれあいいいききサロン事業」を行っています。

地域福祉の推進役を担う社会福祉協議会は、地域におけるコーディネート力や企画力、情報の発信・収集・提供能力等を活かし、現在活動が行われている小地域福祉活動を拡大するとともに、活動の拡大を図っていくよう支援します。

<小地域福祉活動の拡大と地域ニーズにおける柔軟な役割づくり>



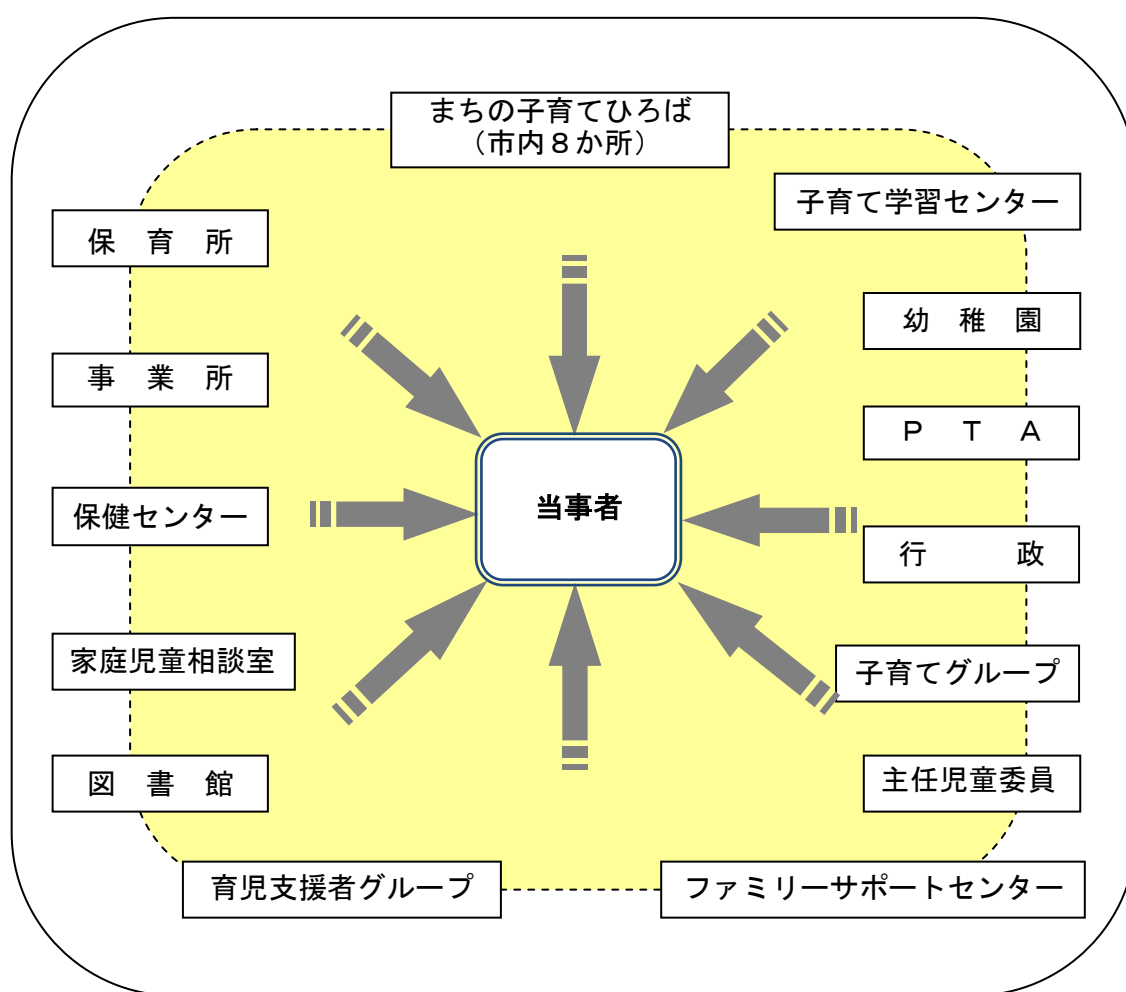
(4) 地域ぐるみの子育て支援や見守り

本市では、子育て学習センターにおいて、遊びや人形劇、ハンドベル等親子で楽しく集い、仲間づくりの輪を広げる自主グループ活動を展開しています。

また、「まちの子育てひろば」は、現在市内8か所で展開され、情報交換や仲間づくりができる地域の身近な拠点として整備を進めてきました。そのため、利用者数が増加し、さまざまな親子が参加するようになっており、より充実した活動となるよう専門スタッフの派遣や活動への助成を平成19年度から行っています。

「まちの子育てひろば」をはじめ、地域で気軽に行える子育て支援活動を市内各所で推進します。

<子育てネットワーク推進協議会>



(5) 災害時要援護者の状況把握

災害時の避難支援についての市民の関心は高く、市民アンケートでは、地域でしてほしい手助けについて、「災害時の手助け」が46.8%と2番目に高くなっています。

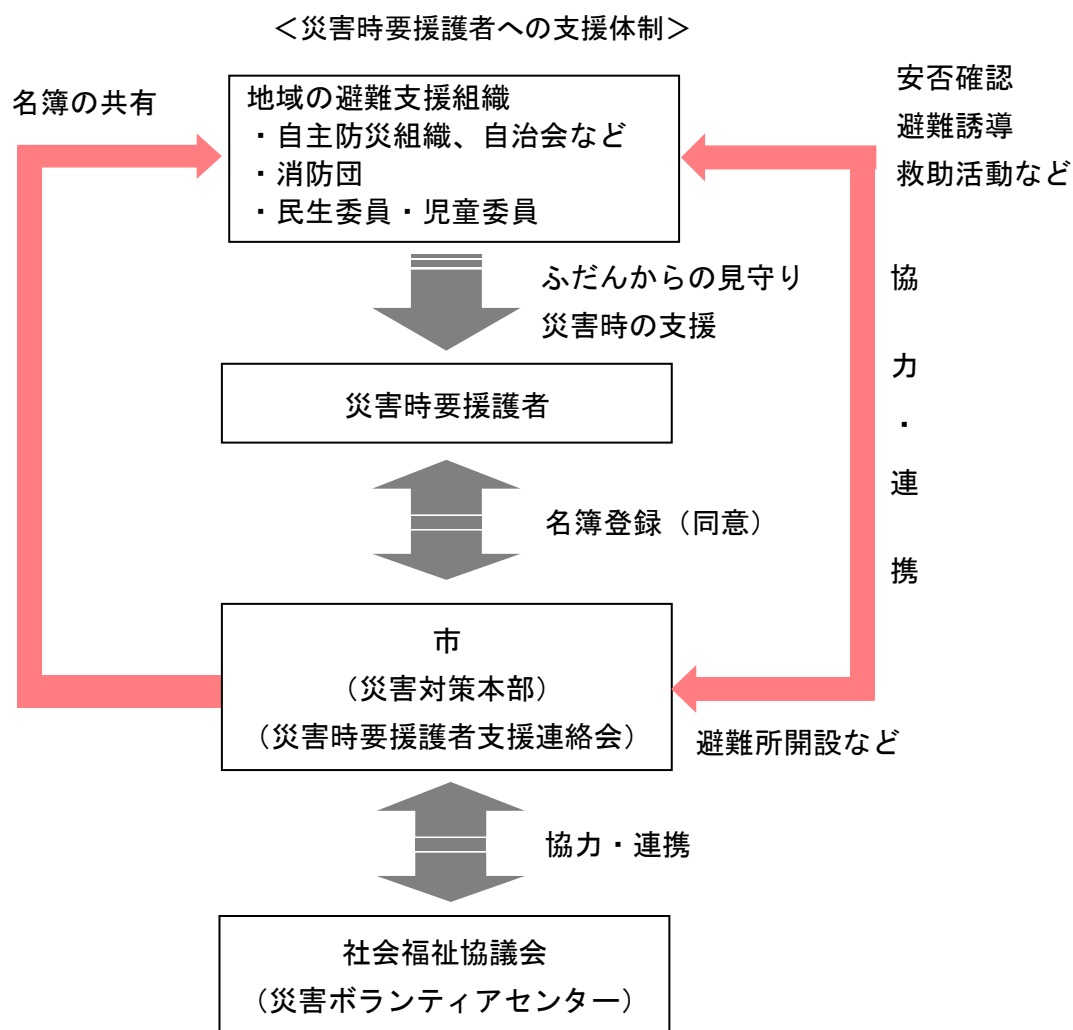
本市では、災害発生時に自力で避難することが困難な方々を対象とした支援マニュアルとして、平成21年に「災害時要援護者支援マニュアル」を策定しました。

一方で、平成23年に発生した東日本大震災では、災害発生後の非常時でも、要援護者の個人情報の開示されず、安否確認のために活用されないケースがありました。

平成17年に制定された「相生市個人情報保護条例」では、例外規定として「個人の生命、身体又は財産の保護のために、緊急に必要があると認められるとき」には個人情報を開示できるとされていますが、東日本大震災では、個人情報の提供が条例上も可能であったにもかかわらず、要援護者名簿が外部提供されない自治体もありました。

こうしたことから、相生市では平成21年度から災害時要援護者名簿の作成に取り組み、現在では本人同意のもと、名簿掲載情報を、市、消防団、民生委員・児童委員、地元自治会で共有し、いざという時に役立てるよう、毎年更新します。

今後も、少しでも援護の必要な方に名簿登録の同意をいただけるよう、引き続きこの制度を周知していくとともに、災害時など緊急対応が発生した場合の安否確認情報が担当部局に円滑に報告されるための役割分担と連絡体制を構築します。



基本理念

助けあい、
支えあい
絆をつなぐ
あいのまち

現状からみる課題

- (1) 地域における助けあい意識の向上
- (2) 地域活動の活性化と人材育成
- (3) 地域の協働・連携の推進

- (4) 情報提供の充実
- (5) 保健福祉サービスの相談窓口の充実
- (6) 誰もが気軽に利用できるサービスのしくみづくり

- (7) 在宅支援サービスの充実
- (8) 地域の防犯・防災活動の推進

3つの基本目標

基本目標1 そだてる

～地域を担う人づくりや活動の活性化～

人がいてはじめて地域が成り立ちます。活発な地域活動を通じて地域力（問題・課題を解決するために地域が潜在的に持っている力）の源である担い手や地域活動をはぐくみます。

基本目標2 つなぐ

～ネットワークや相談体制の充実～

地域活動の原点は、一人の市民、一つの団体ですが、それらが結びつくことで、より大きな力となります。市民同士のつながりを中心として、各種団体、事業者、行政等といったさまざまな主体をむすび、地域を支えるネットワークを構築します。

また、誰もが気軽に相談でき、適切なサービスにつなぎ、情報を提供することができるしくみをめざします。

基本目標3 まもる

～安心・安全なまちづくりの推進～

市民一人ひとりのやさしさや思いやりを行動につなげ、市民同士の支えあいによる見守り体制の構築をめざします。そして、誰もが安心して安全に暮らせるように、市民同士の信頼と連帯意識に基づいた防犯・防災体制の構築をめざします。

また、自立した生活を支えるためのさまざまな福祉サービスを、必要としている人が適切に利用できるよう、的確な地域のニーズの把握を行うとともに、良質なサービス提供体制を整え、地域社会の安全を守るとともに、安心をつくります。

基本目標に対する施策の方向性

具体的な取り組み項目

● (1) 人と地域を理解する意識づくり ● (2) 地域活動の担い手づくり	● ①自治会活動の活性化 ● ②声かけ・あいさつ運動の推進 ● ③広報・啓発活動の充実 ● ④学校や地域における福祉教育の充実 ● ①ボランティアのきっかけづくり ● ②ボランティア活動の担い手の養成 重点 ● ③ボランティアの担い手と受け手をつなぐしくみづくり ● ④ボランティアグループへの支援 ● ⑤ボランティア活動の推進
● (1) 人や地域のきずなづくり ● (2) 地域を支えるネットワークづくり ● (3) わかりやすい相談体制づくり	● ①世代間交流の推進 ● ②伝統・文化活動の推進 ● ③地域の交流の場づくり ● ①地域をつなぐネットワークづくり ● ②福祉を支えるネットワークづくり ● ①総合的な相談体制の構築 重点 ● ②身近な相談支援体制の充実 ● ③専門機関による相談機能の充実 ● ④サービス情報の提供体制の充実 ● ⑤住民の情報利用と活用の支援
● (1) 地域を見守る支えあいのしくみづくり ● (2) 地域で安心して暮らすための環境づくり ● (3) 適切なサービス利用のしくみづくり ● (4) 社会参加のための基盤づくり	● ①見守り体制の強化 ● ②小地域福祉活動の推進 重点 ● ③地域ぐるみの子育て支援や見守り 重点 ● ④地域住民による見守り活動の推進 ● ⑤権利を守るしくみづくり ● ①災害時要援護者の状況把握 重点 ● ②地域防災体制の確立 ● ③自主防犯活動の推進 ● ④地域で取り組む交通安全対策 ● ⑤自主的な緊急時対応の推進 ● ①地域のニーズを把握するしくみづくり ● ②地域に適したサービスの提供 ● ③住民主体のサービス(NPO 法人等)への支援 ● ④サービスを評価するしくみづくり ● ⑤質の高いサービスの提供 ● ①公共交通機関の利便性の確保 ● ②移動手段等の確保 ● ③バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

第4章 施策の展開

1 そだてる ～地域を担う人づくりや活動の活性化～

(1) 人と地域を理解する意識づくり

取り組み	内 容	施策担当課
①自治会活動の活性化	○地域コミュニティ推進員を活用し、地域課題の解決や将来の地域づくりについての取り組みを、地域住民と一緒に考えていきます。 ■地域コミュニティ推進員の活用	まちづくり推進室
	○自治会は、地域コミュニティの核ともいえるべき存在であることから、地域に即した魅力のある活動をPRし、自治会活動への参加を呼びかけます。 ■魅力ある自治会活動の展開 ■自治会の加入促進	まちづくり推進室
②声かけ・あいさつ運動の推進	○市民一人ひとりがお互いにあいさつや言葉を交わす間柄になるように、声かけ・あいさつ運動を全市的に推進していきます。 ■相生市民さわやかあいさつ運動の実施	学校教育課
③広報・啓発活動の充実	○市民がいつでも、必要な福祉・保健・医療サービス情報を入手できるように、ホームページ、広報あいおい、回覧板、掲示板等、さまざまな媒体を活用した情報提供体制を整備します。 また、視覚や聴覚などに障害のある人に対しても適切な情報提供が行えるよう配慮します。 ■情報提供体制の整備 ■新たな情報発信手段の検討 ■障害に配慮した情報提供	企画広報課 社会福祉課 健康介護課 子育て支援室 社会福祉協議会

※■の内容は、今後重点的に取り組む項目や施策のキーワードとなる項目です。

取り組み	内 容	施策担当課
	○地域福祉活動への参加のきっかけづくりとして、市民の地域福祉に対する関心を高める市民参加型の各種イベントの充実を図ります。 ■市民参加型フォーラムの検討 ■市民参加型の既存イベントの充実 ・ あいあいスポーツ大会 ・ あいあいのつどい ・ 善意のつどい	社会福祉課 社会福祉協議会
④学校や地域における福祉教育の充実	○小・中学校における総合的な学習や道徳の時間を活用し、福祉やボランティア活動をテーマとした授業や体験学習等を実施することにより、児童・生徒の福祉意識を高めていきます。 ■福祉教育推進指定校の継続 ■ボランティア体験学習の実施	学校教育課 社会福祉協議会
	○地域における福祉課題の解決に取り組むことができるよう、市民が福祉に関する意識を高め、さまざまな学習の場の充実を図ります。 ■認知症サポーター養成講座の実施 ■地域福祉講座の実施	社会福祉課 健康介護課 社会福祉協議会

(2) 地域活動の担い手づくり

取り組み	内 容	施策担当課
① ボランティアのきっかけづくり	○広報紙やホームページ等において、ボランティア活動の魅力などについて積極的な情報発信を行います。 ■活動体験談の掲載	社会福祉協議会
	○ボランティア活動の楽しさや大切さを体験できる機会の充実を図ります。 ■ボランティア体験講座の実施	社会福祉協議会
② ボランティア活動の担い手の養成 	○地域で主体的に活動できる新たな地域福祉の担い手の育成に努めます。特に若い世代及び団塊の世代のボランティア活動への参加を呼びかけます。 ■ボランティア養成講座の実施	社会福祉協議会
	○身近な地域で地域福祉活動や地域コミュニティの核となるリーダーの養成に努めます。 ■地域福祉リーダー研修の実施	社会福祉協議会
③ ボランティアの担い手と受け手をつなぐしくみづくり	○依頼者の要望とボランティアの活動内容を把握・整理し、双方にわかりやすい情報提供に努めます。 ■ボランティアセンターの充実	社会福祉協議会
	○ボランティア活動希望者と依頼者がお互いのニーズに沿えるよう調整を図るため、ボランティアコーディネーターの養成と充実を図ります。 ■ボランティアコーディネーターの養成	社会福祉協議会

取り組み	内 容	施策担当課
④ボランティアグループへの支援	○市民同士が協働して、自主的に取り組む活動において、ボランティアグループの組織づくりを支援します。 また、地域で活動するボランティアグループに、ボランティアセンターへの登録を促すとともに、適切な情報提供・相談支援を行います。 ■情報提供・相談支援 ■ボランティアセンターへの登録	社会福祉協議会
	○地域のボランティアグループが行う、地域課題の解決や地域の活性化等につながる地域活動に対して、助成します。 ■地域づくり協働事業 ■あいおい元気アップ支援事業 ■しあわせ基金事業 ■ひょうごボランタリー基金事業	企画広報課 まちづくり推進室 健康介護課 社会福祉協議会
⑤ボランティア活動の推進	○社会参加や社会貢献の喜びを市民に感じてもらうよう、地域活動・ボランティア活動を生きがいづくりと関連づけて推進していきます。 ■高年クラブ活動の充実 ■公民館活動の充実 ■金ヶ崎学園大学の実施 ■生きがい交流センター事業の実施	健康介護課 生涯学習課 社会福祉協議会
	○地域福祉活動の楽しさや支えあいの大切さを通して地域福祉力を高め、継続した活動となるよう支援します。3 ■地域福祉活動の活性化	社会福祉課 健康介護課 子育て支援室 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、以下のような各種ボランティア講座、学習会・セミナーを開催しています。

各種ボランティア講座の開催

◆移送サービスボランティア養成講座

車いす等により既存の交通手段の利用が困難な方に、医療機関等への移送を行う運転ボランティアを養成する講座

◆朗読ボランティア養成講座

視覚障害のある人の自己実現、社会参加を通じて生活の向上が図れるよう、音声による情報を発信するボランティアを養成する講座

◆点字ボランティア養成講座

視覚障害のある人の自己実現、社会参加を通じて生活の向上が図れるよう、点字による情報を発信するボランティアを養成する講座

◆手話通訳ボランティア養成講座

聴覚障害のある人の自己実現、社会参加を通じて生活の向上が図れるよう、手話による情報を発信するボランティアを養成する講座

◆使用済み切手収集ボランティア講座

市民より寄付いただいた書き損じはがき・古切手・使用済みテレホンカード等を整理するボランティア講座

◆傾聴ボランティア入門講座

コミュニケーションの基本的な技術や、相手を尊重した話し方・聴き方の手法について学ぶボランティア講座

学習会・セミナーの開催

◆ジュニアボランティアスクール

小・中学生を対象に、福祉の心を培うことを目的に、夏休み期間を利用し、福祉体験学習を実施します。

◆サマーボランティアセミナー

高校生・大学生を対象に、夏休み期間を利用し、福祉・ボランティア活動への関心を高める学習会を実施します。

2 つなぐ ～ネットワークや相談体制の充実～

(1) 人や地域のきずなづくり

取り組み	内 容	施策担当課
①世代間交流の推進	○世代間交流を推進するため、自治会、PTA、学校の連携により、身近な地域で世代を越えた関係づくりを進めます。 ■オープンスクールの実施 ■学校をフィールドとした地域、学校、家庭の連携（家庭教育学級の実施） ■自治会活動での多世代交流事業の推進	学校教育課 生涯学習課 まちづくり推進室
	○高齢者がこれまで培ってきた知識や技能を、子どもたちやその親に伝えることができるよう、地域において交流の場づくりに努めます。 ■県民交流広場の活用 ■ふるさと交流館での多世代交流事業の実施 ■高年クラブ活動の促進 ■子育て学習センター事業の実施 ■放課後こども教室の実施 ■まちの子育てひろばの実施	まちづくり推進室 産業振興課 子育て支援室 健康介護課 生涯学習課 社会福祉協議会
②伝統・文化活動の推進	○子どもたちが生まれ育った地域を大切に思い、暮らし続けたいと思えるよう、地域の自然・文化・歴史・伝統を知るための機会を充実します。また、環境保全や地域に伝わる伝統（行事や食）を通して、多くの人が交流できる場を提供します。 ■環境学習の実施 （あいおい播磨灘の里海づくり協議会との連携） ■ペーロン体験乗船の実施 ■食育活動の実施（食と農を守るかあちゃんずとの連携） ■チャレンジウォークの実施 ■地域の催し物の開催	環境課 産業振興課 生涯学習課 まちづくり推進室

※■の内容は、今後重点的に取り組む項目や施策のキーワードとなる項目です。

取り組み	内 容	施策担当課
	○市民交流型イベントへの住民参加を促進し、地域振興と地域内外住民の交流をめざします。 ■相生市三大まつりの開催 ・相生ペーロン祭 ・羅漢の里もみじまつり ・相生かきまつり	産業振興課
③地域の交流の場づくり	○乳幼児期の子どもをもつ親は、子育ての不安を抱え、孤立してしまうことがあります。こうした親子を支援するため、子育て学習センターでのイベントやまちの子育てひろばの拡充を推進します。また、仲間づくりの場、しつけや遊び方を学ぶ場、地域の人との交流の場が提供できるよう、支援をしていきます。 ■子育て学習センターの強化 ■まちの子育てひろばの拡充	子育て支援室 社会福祉協議会
	○誰もが日常的な居場所や交流の場となるように、「ふれあいいいききサロン」を拡充し推進します。 ■ふれあいいいききサロンの拡充	社会福祉協議会
	○市民がスポーツを通じて交流し、健康や生きがいづくりを推進できるよう、各種スポーツ大会への参加を呼びかけるとともに、「スポーツクラブ21」の活動を支援します。 ■スポーツ大会の開催 ■スポーツクラブ21の支援	体育振興課

＜ふれあいいいききサロン一覧＞

No.	サ ロ ン 名	場 所
1	ふれあいいいききサロン相生	市立相生公民館
2	鶴亀ふれあいサロン	鶴亀集会所
3	千尋社協支部	県民交流ひろば「あおば」
4	高齢者ふれあい昼食会	野瀬コミュニティ会館
5	ふれあいいいききサロン双葉	双葉公民館
6	いきいきサロン古池	古池公会堂
7	ふれあいいいききサロン鰯浜	鰯浜公民館
8	緑ヶ丘いきいきサロン	緑ヶ丘自治会館
9	若さの野々サロン会	ふれあい会館
10	相生第一長寿会	個人宅
11	佐方ふれあいサロン	佐方福祉センター
12	下土井ふれあいサロン	下土井農業会館
13	若狭野どんぐりサロン	若狭野多目的研修センター
14	雨内どんぐりサロン	雨内公民館
15	入野秋桜（コスモス）会	入野公民館
16	ふれあいいいききサロンかえで	高野須集会所
17	寺田ひまわりの会	寺田公民館
18	ふれあい会食会	那波野地域福祉活動センター
19	那の花会	生きがい交流センター
20	ふれあいいいききサロン旭	旭公民館
21	こすもすサロン	福井公民館
22	サロン・ドゥ・山手	市立陸公民館

H24. 12. 31 現在

＜まちの子育てひろば一覧＞

No.	施 設 名	場 所	開 催 日
1	まちの子育てサロン	総合福祉会館	毎週月・金曜日 第1・3水曜日、第2・4木曜日
2	竹の子ひろば	池之内倶楽部	毎月第3金曜日
3	Ｙ・Ｙひろば	市立東部公民館	毎月第2・4水曜日
4	那波いきいきひろば	那波公民館	毎月第1火曜日
5	矢野っこひろば	矢野あいあいセンター	毎月第1水曜日
6	どんぐりひろば	若狭野多目的研修センター	毎週火曜日 第1・2土曜日、第3・4木曜日
7	緑ヶ丘ひろば	緑ヶ丘自治会館	毎月第3水曜日
8	げんきっ子	旧双葉幼稚園跡	毎月第2金曜日

＜事業所による子育てひろば＞

No.	施 設 名	場 所	開 催 日
1	わいわいひろば	コープデイズ相生	毎月第4木曜日

(2) 地域を支えるネットワークづくり

取り組み	内 容	施策担当課
①地域をつなぐネットワークづくり	○市は自治会、公民館活動グループ、高年クラブ等の地域内の団体と協力し、共通の地域課題を解決できる地域をつなぐネットワークの構築について検討します。	社会福祉課 健康介護課 社会福祉協議会
②福祉を支えるネットワークづくり	○支援が必要なひとり暮らし高齢者・障害のある人・生活困窮者等を福祉サービスにつなげるため、民生委員・児童委員や福祉委員などが関係機関と連携し情報交換を行うことで、総合的な支援体制の構築を目指します。 ■総合的な見守りネットワークの構築 ■民生委員・児童委員との連携	社会福祉課 健康介護課 子育て支援室 学校教育課 社会福祉協議会
	○住民の暮らしと健康を確保するサービスを提供するため、福祉・保健・医療サービスの各専門機関と各種団体等との連携体制を推進します。 ■障害福祉サービス等事業所ネットワークの運用 ■相談支援事業所との連携 ■高齢者見守りネットワークの構築 ■要保護児童対策地域協議会の強化 ■子育てネットワーク推進協議会との連携 ■地域包括支援センターの充実	社会福祉課 健康介護課 子育て支援室 社会福祉協議会

(3)わかりやすい相談体制づくり

取り組み	内 容	施策担当課
①総合的な相談体制の構築 	○市民が抱える悩みやさまざまなニーズに適切に対応できるよう、行政やふれあい福祉相談所の連携を強化します。また、相談にあたる職員の質の向上に努めます。 ■職員研修 ■各種専門機関との連携 ■ふれあい福祉相談所の充実	関係課 社会福祉協議会
	○健康や介護、医療など、さまざまな相談に柔軟に対応できるよう、福祉の総合相談窓口（ワンストップサービス）の設置のあり方について検討します。 ■総合相談窓口の設置	社会福祉課 健康介護課 子育て支援室 社会福祉協議会
②身近な相談支援体制の充実	○専門的な相談や適切なサービス利用、地域ボランティアへの連携等がスムーズに行われるよう、各地域で気軽に相談ができる巡回相談の充実を図ります。 ■各種巡回相談の充実	社会福祉課
	○民生委員・児童委員や福祉委員は、地域の最も身近な相談窓口であり、地域福祉の中心的な担い手です。民生委員・児童委員等がスムーズに活動できるよう、福祉制度に関する情報提供や資質向上のための研修を行います。 ■福祉制度に関する研修の実施	社会福祉課 社会福祉協議会
③専門機関による相談機能の充実	○各種専門機関における相談機能を充実を働きかけるとともに、個人情報保護に配慮しながら情報の共有化と活用にあつめます。 ■福祉・保健の専門機関との連携	社会福祉課 健康介護課 社会福祉協議会

取り組み	内 容	施策担当課
④サービス情報の提供体制の充実	(再掲) ○市民がいつでも、必要な福祉・保健・医療サービス情報を入手できるように、ホームページ、広報あいおい、回覧板、掲示板等、さまざまな媒体を活用した情報提供体制を整備します。 また、視覚や聴覚などに障害のある人に対しても適切な情報提供が行えるよう配慮します。 ■情報提供体制の整備 ■新たな情報発信手段の検討 ■障害に配慮した情報提供	企画広報課 社会福祉課 健康介護課 子育て支援室 社会福祉協議会
⑤住民の情報利用と活用の支援	○市民がサービスや福祉に関する情報を広く入手することができるよう、情報利用と活用を図るための支援を行います。 ■情報媒体への相談事業の掲載 ■各種サービス利用のてびき・パンフレットの作成	企画広報課 関係課

3 まもる ～安心・安全なまちづくりの推進～

(1) 地域を見守る支えあいのしくみづくり

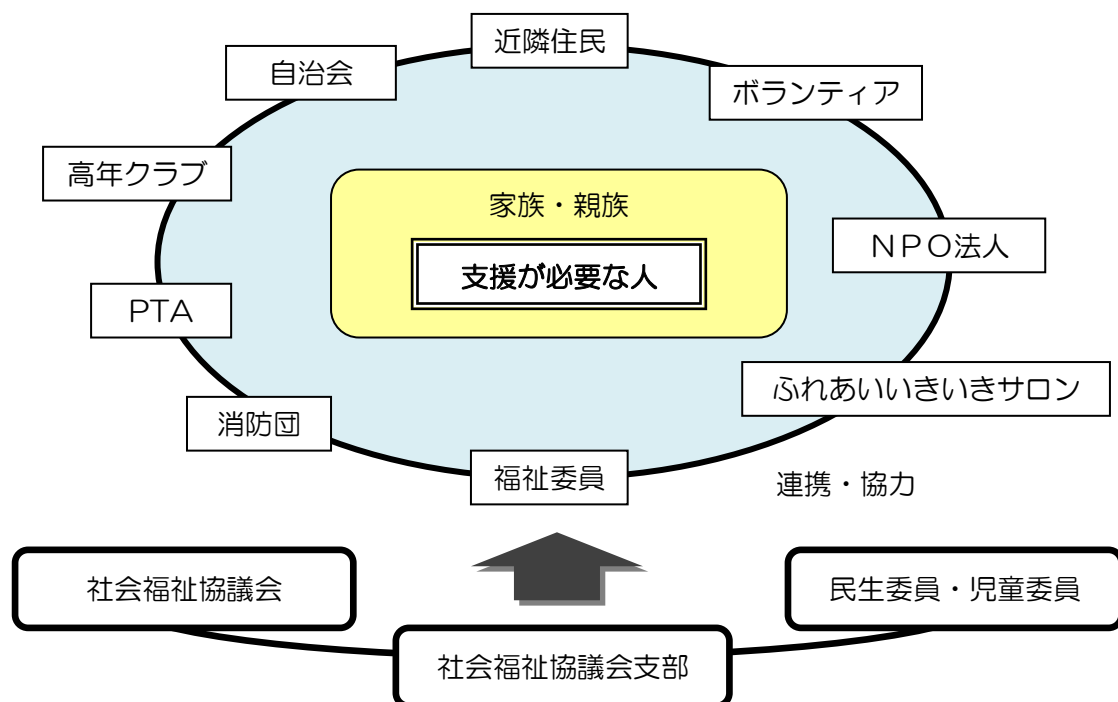
取り組み	内 容	施策担当課
①見守り体制の強化	○身体・知的・精神などに障害のある人やその家族等が抱える悩みや困りごとについて、相談や必要な情報提供を行う「相談支援事業所」と連携を図り、見守り体制の構築に取り組みます。 ■相談支援事業所との連携	社会福祉課
	○子育て関係機関やグループ・団体、地域住民との連携により、安心して子どもを産み育てることのできる地域子育てネットワーク推進に努めます。 ■子育てネットワーク推進協議会との連携 ■乳児家庭全戸訪問事業の強化	健康介護課 子育て推進室
	○高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域包括支援センターなどと連携し、「高齢者見守りネットワーク」の構築に取り組みます。また、ひとり暮らしの高齢者に対し、通信手段を活用した安全体制事業の普及に努めます。 ■地域包括支援センターとの連携 ■高齢者見守りネットワークの構築 ■お元気コール・あいあいコールの普及	健康介護課
②小地域福祉活動の推進 	○地域のさまざまな団体や個人がお互いに連携し、協力しあって地域の福祉問題や課題解決に取り組むため、社会福祉協議会支部が協力し、必要な支援を行います。また、だれもが気軽に集える「ふれあいいきいきサロン」の普及を図っていきます。 ■社会福祉協議会支部との連携の強化 ■ふれあいいきいきサロンの拡充	社会福祉協議会

※※■の内容は、今後重点的に取り組む項目や施策のキーワードとなる項目です。

取り組み	内 容	施策担当課
③地域ぐるみ の子育て支 援や見守り 重点	○子育て中の親と子が気軽に集い、仲間づくりがで きる地域の身近な拠点として、「子育て学習センタ ー」や「まちの子育てひろば」を中心に、地域ぐ るみの子育て支援体制を推進します。 ■子育て学習センターの強化 ■まちの子育てひろばの拡充 ■赤ちゃんの駅の拡充 ■ファミリーサポートセンター活動の強化 ○登下校時の事故や犯罪を防止するため、学校を中 心とした地域の各種団体等の連携による通学パト ロールを推進していきます。 ■交通指導員の配置 ■スクールガードリーダーによる見守り活動 の実施 ■学校支援ボランティア・少年育成センターの 見守り ■PTAによる交通安全活動の実施 ○「こどもを守るまちの駅」や「こどもを守る110 番の家」の制度について、地域住民による子ども の見守りが常に行われるよう周知します。 ■こどもを守るまちの駅の周知 ■こどもを守る110番の周知	健康介護課 子育て支援室 社会福祉協議会 まちづくり推進室 学校教育課 学校教育課
④地域住民に よる見守り 活動の推進	○地域で支援を必要とする人に対し、近隣住民、自 治会、民生委員・児童委員、高年クラブ等が行う 見守り活動や手助けを通して、地域ぐるみの支援 活動を推進します。 ■自主防犯組織との連携（徘徊者等への見守り） ■民生委員・児童委員による 「災害時一人も見逃さない運動」の実施 ■友愛訪問の実施	まちづくり推進室 社会福祉課 健康介護課

取り組み	内 容	施策担当課
⑤権利を守る しくみづくり	○認知症や障害があるために判断能力が十分ではない人が、契約等の法律行為で不利益を被らないように、成年後見制度について周知を図ります。また、市民後見人の養成についても取り組みます。 ■成年後見制度の促進 ■市民後見制度の普及啓発	社会福祉課 健康介護課
	○虐待を未然に防止するとともに、早期発見・早期対応を図るよう、地域の日常的な見守りに対す意識を醸成します。また、虐待防止等見守りネットワークを推進・構築し、保護者や介護者等の身体的・精神的負担を軽減するサービスや相談窓口の充実に努めます。 ■障害者虐待防止センターとの連携 ■高齢者見守りネットワークの構築 ■要保護児童対策地域協議会との連携 ■家庭児童相談室の強化	社会福祉課 健康介護課 子育て支援室

<小地域福祉活動のイメージ>



(2) 地域で安心して暮らすための環境づくり

取り組み	内 容	施策担当課
①災害時要 援護者の状 況把握 重点	○自治会、民生委員・児童委員、関係機関等と連携し、プライバシー保護に配慮しながら、要援護状態にあるひとり暮らしの高齢者、障害のある人等、災害時に支援を必要とする人の把握に努めます。 ■災害時要援護者名簿の更新	総務課
②地域防災 体制の確立	○自主防災組織等の支援組織と情報を共有し、災害時における避難勧告等の情報伝達、避難誘導等の支援体制づくりに努めます。 ■災害時要援護者支援マニュアルの運用 ■ハザードマップの周知 ■防災行政無線の整備	総務課
	○災害時に地域の自主防災組織が機能するよう、行政との連携を図り、防災訓練の実施や情報提供の充実を図ります。 ■防災訓練の実施	総務課
	○災害時に各避難所へ医療・介護関係者を派遣するなど、長期にわたる避難生活におけるケア体制の確保に努めます。 ■ケア体制の構築	総務課 健康介護課
	○災害発生時に、要援護者が安心して避難生活ができるよう、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・障害者支援施設等を福祉避難所に指定することを検討します。 ■福祉避難所の指定	総務課 社会福祉課 健康介護課
	○災害時に市内外の災害救援ボランティアが円滑に活動できるような運営体制づくりに努めます。 ■災害救援マニュアルの運用	社会福祉協議会

取り組み	内 容	施策担当課
③自主防犯活動の推進	○地域における犯罪を地域住民で防ぐため、自治会、学校、行政、関係団体等が一体となった地域の防犯体制を強化していきます。 ■防犯協会との連携 ■少年育成センターとの連携 ■夜回り活動の推進 ■巡回補導活動の実施	まちづくり推進室 学校教育課
	○地域の防犯意識を高めため、地域住民や事業所等に協力を呼びかける「こどもを守るまちの駅」や「こども110番の家」への参加を促します。 ■「こどもを守るまちの駅」への参加の呼びかけ ■「こども110番の家」への参加の呼びかけ	学校教育課
④地域で取り組む交通安全対策	○高齢者や子どもを対象とした交通安全教室の実施するとともに、警察署や交通安全協会をはじめ地域の団体等の連携により地域ぐるみの交通安全対策を推進します。 ■交通安全教室の充実 ■警察署や交通安全協会との連携	まちづくり推進室
	○高齢者や障害のある人、子どもの視点に立って、市民と行政が協働で地域の交通危険箇所をチェックする機会を設け、必要な安全対策を行います。 ■交通危険箇所のチェック ■交通安全協会と自治会との連携	都市整備課 まちづくり推進室
⑤自主的な緊急時対応の推進	○要援護状態にある人が、緊急時に迅速で適切な対応ができるよう「救急医療情報キット」や「あいあいコール」の設置の呼びかけを行います。 ■救急医療情報キットの配付及び更新 ■あいあいコールの普及	健康介護課

地域ぐるみの子育て支援や見守り活動の実施

平成 19 年 4 月から、市内小・中学校児童・生徒の通学・帰宅途上における犯罪などの危険から守るため、市内防犯協会、こどもを守る 110 番の家加入者、事業所等の皆さんの協力を得て、黄色ののぼり「こどもを守るまちの駅」と黄色の小旗「こども 110 番」を設置・掲揚していただいております。こののぼりや小旗は、子ども達の「避難所」としての役割も担っています。

このように黄色ののぼりと小旗を街中に掲げることで、防犯の啓発・犯罪の抑止力となって、相生市の「宝」である子ども達を見守り、安心・安全なまちづくりに役立てています。



「こどもを守るまちの駅」のぼり 148 箇所
(平成 24 年 4 月現在)



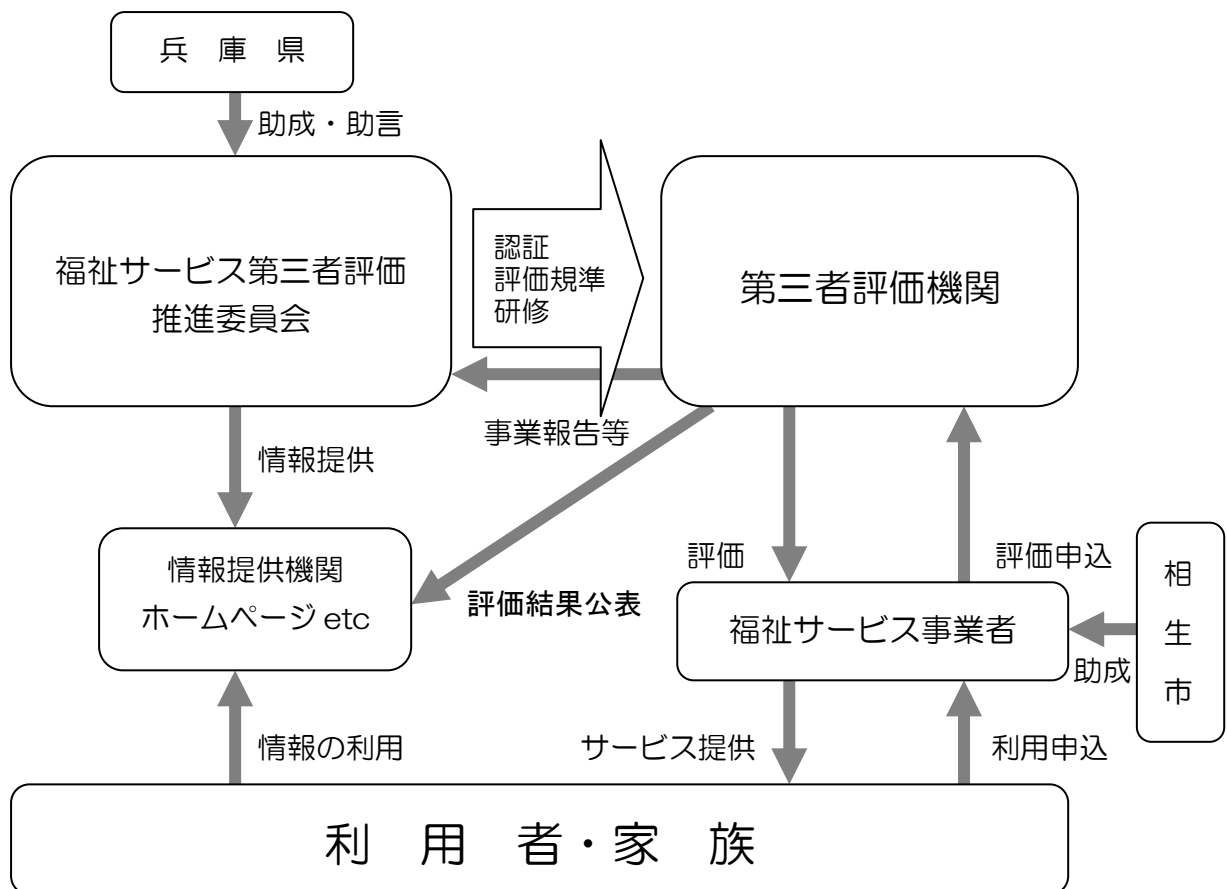
「こども 110 番」小旗 225 箇所
(平成 24 年 4 月現在)

(3)適切なサービス利用のしくみづくり

取り組み	内 容	施策担当課
①地域のニーズを把握するしくみづくり	○各地区やボランティア団体、障害のある人等の当事者団体との意見交換を行い、市民の福祉ニーズ、福祉課題の把握に努めます。 ■地域座談会の実施	社会福祉課 健康介護課 子育て支援室 社会福祉協議会
	○行政、社会福祉協議会、福祉事業所等が連携し、それぞれが把握している福祉情報を活用することで専門的な相談や適切なサービス利用につながるよう取り組みます。 ■障害福祉サービス等事業所ネットワークとの連携 ■地域ケア会議との連携 ■子育てネットワーク推進協議会との連携	社会福祉課 健康介護課 子育て支援室 社会福祉協議会
②地域に適したサービスの提供	○福祉サービスの提供にあたっては、地域の資源を活用し、地域のニーズや課題に沿って柔軟に対応できるしくみを検討します。 また、地域資源だけでは解決できない課題に対応するため、一般事業者やNPO法人等が幅広く参入できるよう、環境整備に努めます。 ■認知症サポーター養成講座の実施 ■ファミリーサポートセンター活動の強化 ■地域密着型サービス事業所の整備 ■地域ケアシステムづくりの検討	社会福祉課 健康介護課 子育て支援室 社会福祉協議会
③住民主体のサービス(NPO法人等)への支援	○ボランティアやNPO法人等による住民主体の地域密着型福祉活動を活性化させるため、行政との協働による事業展開やコミュニティビジネスに対する支援を検討します。 ■コミュニティビジネスに対する支援の検討	まちづくり推進室 社会福祉課 健康介護課 子育て支援室 社会福祉協議会

取り組み	内 容	施策担当課
④サービスを評価するしくみづくり	○福祉サービスの質の向上とサービス利用者を適切なサービス選択に結びつけることを目的に、福祉事業者には福祉サービス第三者評価事業の活用を働きかけます。 ■福祉サービス第三者評価事業の活用	社会福祉課 健康介護課 子育て支援室
⑤質の高いサービスの提供	○福祉関係機関や関係部署における専門性を高めるため、研修機会の充実を図るとともに、必要な専門的人材の確保に努めます。 ■専門的な研修会への参加 ■専門的な人材の確保	社会福祉課 健康介護課 子育て支援室 社会福祉協議会

<福祉サービス第三者評価事業の仕組み>



(4) 社会参加のための基盤づくり

取り組み	内 容	施策担当課
①公共交通機関の利便性の確保	○高齢者、障害のある人、子ども等のため、バス、タクシーなど公共交通機関と協力し、利用者のニーズに対応した利便性の高い運行体系の確保に努めます。 ■「相生市地域公共交通総合連携計画」の策定 ■デマンドタクシーの試験運転	まちづくり推進室 社会福祉課 健康介護課 子育て支援室
②移動手段等の確保	○あいおい運転ボランティアグループの活動を支援するとともに、担い手の育成に努めます。 ■あいおい運転ボランティアの養成	社会福祉協議会
	○障害のある人の外出を支援するため、福祉タクシーの助成や、自動車改造費の助成を行うとともに、ゆずりあい駐車場の周知・啓発を図ります。また、買い物や通院など高齢者の外出支援のあり方について検討します。 ■各種助成制度の周知 ■ゆずりあい駐車場の周知	社会福祉課 健康介護課
③バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	○不特定多数の人が利用する施設について、エスカレーターやエレベーター、スロープ、多目的トイレの設置等バリアフリーのまちづくりを推進します。 ■兵庫県「福祉のまちづくり条例」の推進	社会福祉課 都市整備課
	○すべての人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを推進します。 ■「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」	社会福祉課 都市整備課

＜福祉に関するマーク＞

絵文字	名称	説明
	障害者対応駐車区画	障害者等が利用できる駐車区画がある。
	おむつ交換台	乳幼児のおむつを交換できる台がある。
	障害者対応トイレ	障害者対応トイレ（車いすで利用できるトイレ）がある。
	オストメイトマーク	オストメイト対応トイレがある。
	音声誘導・音声案内	音声誘導装置や音声案内装置がある。
	点字案内板	点字による触知案内板がある。
	耳マーク（国内マーク）	補聴設備（磁気ループ・赤外線システム等）がある。
	身体障害者標識 （身体障害者マーク）	肢体不自由であることを理由に、免許に条件を付されている方が運転する場合に表示。
	障害者のための国際シンボルマーク	障害をある人々が利用できる建築物、施設であることを示す世界共通のシンボルマーク。
	聴覚障害者標識 （聴覚障害者マーク）	聴覚障害であることを理由に、免許に条件を付されている運転者が運転する場合に表示。
	視覚障害を表示する国際マーク	視覚障害を示す世界共通のシンボルマーク。
	ハートプラスマーク	「身体内部に障害をある人」をあらわすマーク。
	ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマーク。
	マタニティマーク	妊産婦が公共交通機関等を利用する際に、周囲が妊産婦への配慮をしやすいするためのマーク
	介護マーク	介護する方が、介護中であることを周囲に理解していただくためのマーク。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は地域で生活している市民自身です。住み慣れた地域で助けあえる地域社会を実現させるため、市民の身近な地域で市民の主体的な地域福祉が推進されるとともに、市民、行政、関係機関の協働した取り組みが不可欠です。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO法人、関係団体、関係機関、事業者が地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 地域における推進体制

地域福祉の推進のためには、地域コミュニティの形成と支援、すなわち地域内の役割分担を推進していくことが重要です。自治会等の地縁組織の加入を促進させ、その地域で暮らす市民の積極的な参画を促すとともに、民生委員・児童委員をはじめとする各種団体等とも連携を強め、地域全体が一体となって地域福祉活動を推進していくことが必要であり、その体制づくりに、市としても積極的な支援を行います。

(2) 市民、ボランティア、NPO法人の役割

市民一人ひとりが地域福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域の中で解決していくための方策を話しあい、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等の日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事、ボランティア、NPO法人の活動等に積極的に参加していくことが大切です。

(3) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域団体の中でも特に、地域福祉の推進において担う役割が大きい団体です。

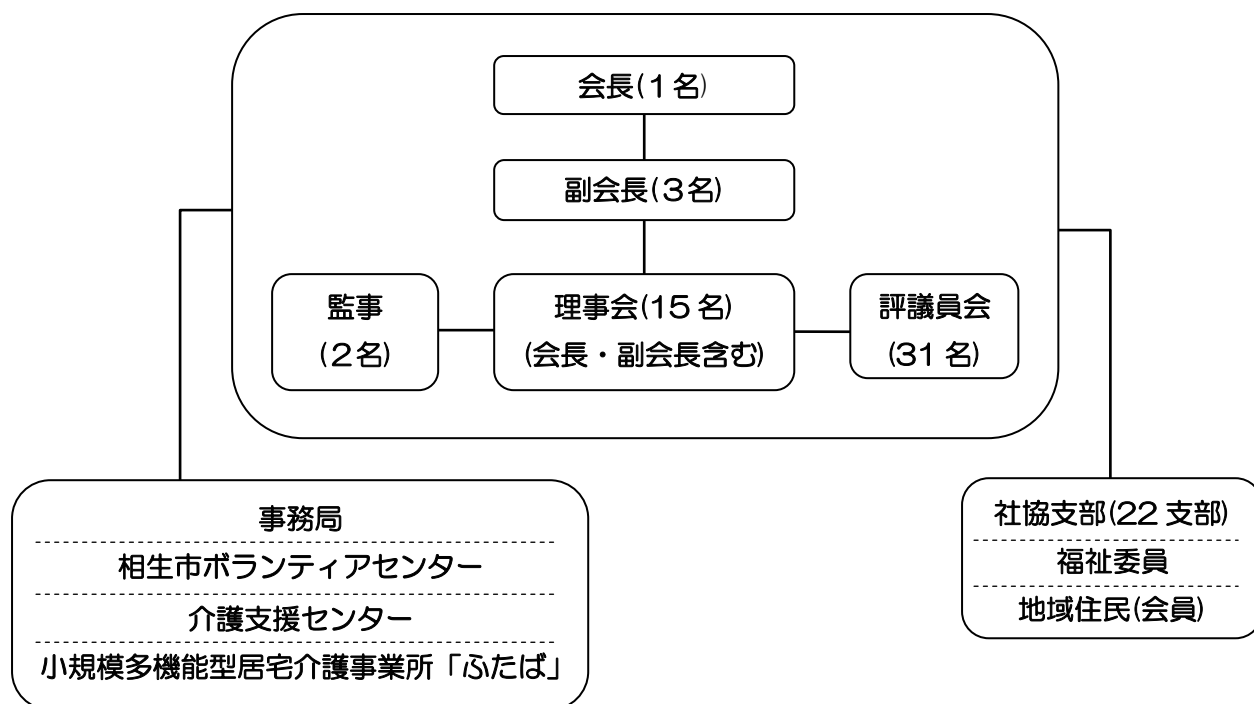
住民に身近な存在として、地域の人々が自立して暮らせるように、各種専門機関につないでいくことが必要となります。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条～第 111 条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であると位置づけられています。本市においても、地域住民・社会福祉関係団体・行政関係者等、幅広い分野からの参加・協力のもと、地域福祉活動を推進する調整役として、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進しています。

社会福祉協議会においても地域福祉推進計画を策定の段階であり、福祉を目的とした自主事業のほか、市からの委託事業、介護保険事業などを計画的に実施していることから、今後も本市と連携を図り、互いに補完しあいながら、相生市の地域福祉を計画的に推進します。

<組織図>



(5) 民間事業者の役割

民間事業者は、福祉サービス等の提供者として、市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、良質なサービスの提供、サービス利用者の保護、サービスの自己評価・第三者評価、情報提供、そして地域社会との積極的な交流に努めることが求められます。

また、企業は、地域社会の一員として、その社会的責任を果たすことが期待されています。具体には、就業機会の拡充のほか、地域でのボランティア活動等に取り組んだり、企業の所有する遊休地、技術、人材等を地域社会に還元することなどが求められています。

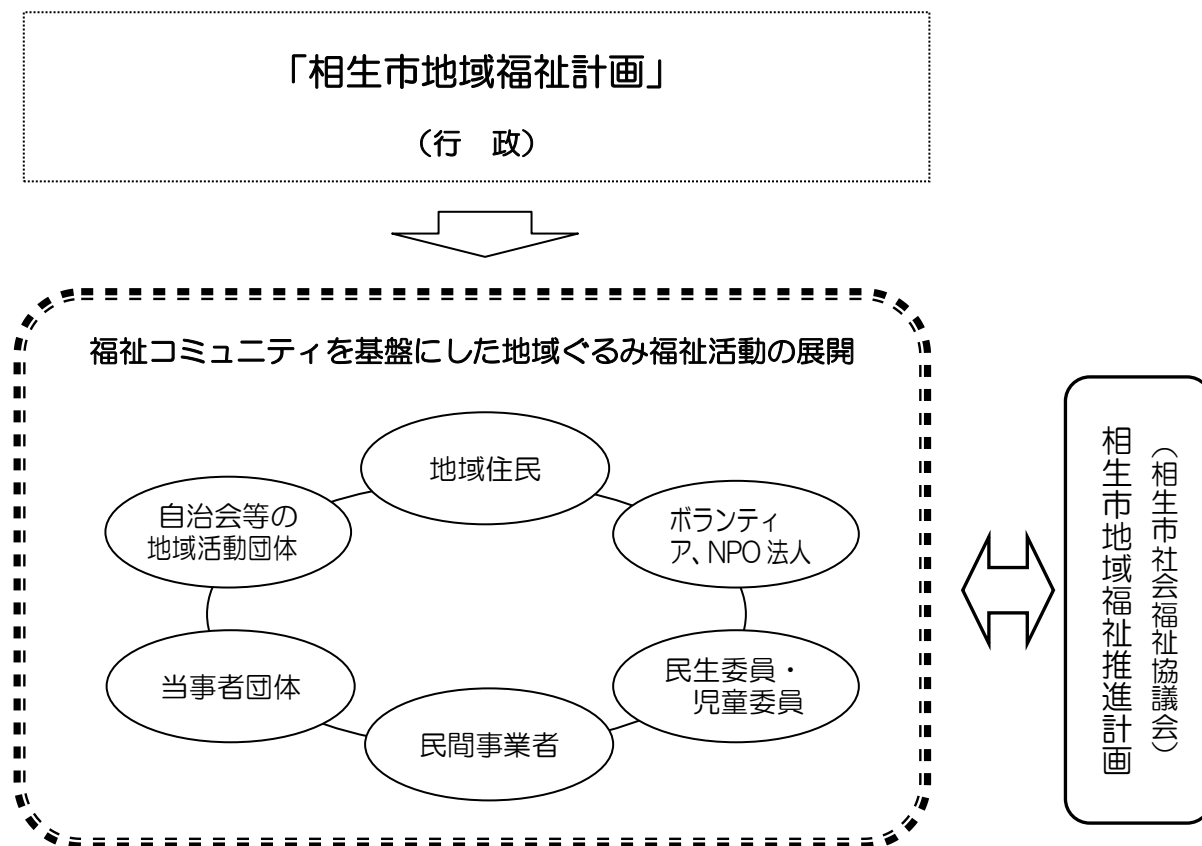
(6) 行政の役割

これまで市が中心となって取り組んできた福祉サービスの提供は、今後も、実態やニーズに即して着実に推進を図っていくことが求められます。また、今後の地域福祉の円滑な推進には、市民がその担い手となった主体的、積極的な取り組みが重視されるため、市民の地域活動・福祉活動に対して助言等の支援のほか、行政としても積極的な支援に関わっていきます。

市民及び事業者の地域福祉に関する活動に対し、その自発性を尊重するとともに、市民が主体的に地域活動に参加できるよう、多様な参加機会や情報の提供等、必要な支援を行います。

さらに、市民、地域団体、ボランティアグループ、NPO法人等の地域福祉活動、地域づくり・まちづくりへの参画のしくみづくりを進めるとともに、これらの団体等との協働・連携体制づくりに取り組み、これからの地域福祉の担い手である関係者とのネットワークの構築に向けて、条件整備を図っていきます。

■各主体の連携による地域福祉の推進イメージ



2 計画の管理と評価

本計画は、基本理念に基づき市民と行政が協働して取り組むべきものです。そこで、学識経験者や市内の関係機関、関係団体から構成される「相生市地域福祉推進委員会（仮称）」を設置し、本計画の推進に関し必要な事項について審議するとともに、本計画策定後も、計画の進捗状況の確認、評価等を行います。

また、進行管理の点検にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルを取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組んでいきます。

<循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）>

